

別海町議会会議録

第3号（令和5年3月13日）

○議事日程

日程第 1

日程第 2

会議録署名議員の指名

一 般 質 問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 2番 横田保江 議員
- ③ 13番 中村忠士 議員
- ④ 5番 外山浩司 議員
- ⑤ 14番 佐藤初雄 議員
- ⑥ 7番 木嶋悦寛 議員

○会議に付した事件

日程第 1

日程第 2

会議録署名議員の指名

一 般 質 問

- ① 3番 田村秀男 議員
- ② 2番 横田保江 議員
- ③ 13番 中村忠士 議員
- ④ 5番 外山浩司 議員
- ⑤ 14番 佐藤初雄 議員
- ⑥ 7番 木嶋悦寛 議員

○出席議員（15名）

1番 宮越正人	2番 横田保江
3番 田村秀男	4番 小椋哲也
5番 外山浩司	6番 大内省吾
7番 木嶋悦寛	8番 松壽孝雄
9番 今西和雄	11番 瀧川榮子
12番 松原政勝	13番 中村忠士
14番 佐藤初雄	副議長 15番 戸田憲悦
議長 16番 西原浩	

○欠席議員（1名）

10番 小林敏之

○出席説明員

町 長 曾 根 興 三
 教 育 長 相 澤 要
 福 祉 部 長 今 野 健 一
 建設水道部長 伊 藤 一 成
 会 計 管 理 者 中 村 公 一
 農業委員会事務局長 内 山 宏
 総 務 部 次 長 伊 藤 輝 幸
 福 祉 部 次 長 入 倉 伸 顕
 教 育 部 次 長 宮 本 栄 一
 総 務 課 長 伊 藤 輝 幸
 財 政 課 長 角 川 具 哉
 防災交通課長 麻郷地 聡
 尾岱沼支所長他 大 坂 恒 夫
 町 民 課 長 皆 川 学
 介護支援課長 高 橋 勇 樹
 農 政 課 長 小 野 武 史
 水産みどり課長 田 村 康 行
 建築住宅課長 川 畑 智 明
 監査委員事務局長 千 葉 宏
 学校教育課長他 池 田 卓 也
 図 書 館 長 他 堺 啓
 農 政 課 主 幹 上 田 健 一
 学務・スポーツ課主幹 斎 藤 陽
 税 務 課 主 査 伊 藤 武 史
 農 政 課 主 査 武 田 文 吉

副 町 長 佐 藤 次 春
 総 務 部 長 浦 山 吉 人
 産業振興部長 門 脇 芳 則
 教 育 部 長 山 田 一 志
 病院事務長 三 戸 俊 人
 選挙管理委員会書記長 伊 藤 輝 幸
 福 祉 部 次 長 干 場 みゆき
 産業振興部次長 佐々木 栄 典
 生涯学習センター長他 新 堀 光 行
 総合政策課長 寺 尾 真太郎
 税 務 課 長 竹 中 利 哉
 西春別支所長他 小 村 茂
 福 祉 課 長 干 場 みゆき
 町民保健センター兼母子健康センター長 入 倉 伸 顕
 老人保健施設事務長 渡 辺 久 利
 商工観光課長 田 畑 直 樹
 管 理 課 長 松 田 勝 広
 事 業 課 長 外 石 昭 博
 学務・スポーツ課長他 宮 本 栄 一
 生涯学習課長他 福 原 義 人
 町 民 課 主 幹 西 田 和 弘
 商工観光課主幹 武 田 妙 子
 総 務 課 主 査 武 田 聖 士
 農 政 課 主 査 西 郷 博 之

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 干 場 富 夫

主 幹 入 田 浩 明

○会議録署名議員

4 番 小 椋 哲 也
 6 番 大 内 省 吾

5 番 外 山 浩 司

◎開議宣告

○議長（西原 浩君） おはようございます。

新型コロナウイルス感染症対策のために行ってきた議場内でのマスクの着用については、国のマスク着用の考え方の見直しに伴い、本日から、個人の判断に委ねることとしますので、申し上げます。

なお、議場内でのアクリル場の設置や室内の換気、人と人との距離の確保など、基本的な感染症対策については、これまで同様に実施してまいりますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

ただいまから 5 日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は 15 名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

なお、欠席議員は 10 番小林議員であります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（西原 浩君） 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により議長において指名いたします。

4 番小椋議員。

○4 番（小椋哲也君） はい。

○議長（西原 浩君） 5 番外山議員。

○5 番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 6 番大内議員。

○6 番（大内省吾君） はい。

○議長（西原 浩君） 以上、3 名を指名いたします。

◎日程第 2 一般質問

○議長（西原 浩君） 日程第 2 一般質問を行います。

発言に入る前に申し上げます。

質問者は、質問内容を簡明に述べて、その範囲を超えないよう注意し、答弁者は、その内容を的確に把握し、明快な答弁をされますようお願いいたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

初めに、3 番田村秀男議員、質問者席にお着き願います。

○3 番（田村秀男君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○3 番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3 番田村議員。

○3 番（田村秀男君） 通告に従い一般質問をします。

今回で、連続通告 1 番続きました、15 回目です。

任期最後の一般質問となりますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問の趣旨を述べます。

「人生100年時代のまちづくりについて」。

あらゆる世代が長く幸せに健康で暮らし続けるには、地域を大きく変革することが求められています。これからのまちづくりには、行政と民間、住民による共創と、共創を促進するためのICT、情報通信技術のプラットフォーム、土台や基盤となる環境が不可欠であります。

単年度の成果にこだわらず一定期間の目標を設定し、中長期にわたりチャレンジできる制度づくりも大切です。さらには、人口減少や少子化に歯止めをかけるという長期的な課題に対する息の長い取組を進める必要があります。また、「まなび」による緩やかな移住や「関係人口」の増加、新たな取組による起業などの選択にも寛容な地方創生を目指すべきと思います。

2008年をピークに、日本の総人口は減少局面に入り、少子化による急速な人口減少と高齢化に直面しています。団塊の世代が生まれた当時、年間260万人の出生数は減少を加速し、2040年には74万人にまで減少していく勢いがあります。

本町の人口も、昭和35年の21,878人をピークに令和5年1月現在で14,341人まで減少し続けており、昨年4月から過疎地域に指定されています。

人生100年時代を視野に、高齢者が生涯現役で活躍できるような施策の展開、健康づくりや地域貢献を「楽しむ」という意識の醸成は、まさに超高齢社会に対応したものと言えます。

重要なのは、行政だけでやらないこと。民間、町民を巻き込んで、皆で一緒に創り上げていくことが必要だと思います。高寿命化による人生100年時代をポジティブに捉えれば、いつまでも元気で働けるし、何度でも転機とチャンスが訪れる時代とも言えます。

一方で技術革新は早く、昔取った杵柄で働き続けることは難しくなって、長く豊かに働くためには、学びが必要な時代になってきています。

行政は、こうした変化を今こそ、生涯学習センターみなくるを拠点として、住民に新しい学びの機会をどう提供していくのか、考えることが必要不可欠であり、学び直しが必要な時代になってきています。

そこで、次の点について町長、教育長の見解を伺います。

まず、1点目です。

健康寿命を延ばすまちづくりについて伺います。

充実した人生100年時代を送るために、やっぱり欠かせないのが健康寿命を延ばすことだと思います。そのためには、地域包括ケアの充実や生活習慣病の発症予防や重症化予防がカギとなります。

また、介護を経験したことのない人の8割は、認知症の前段に当たる軽度認知障害、MCIという言葉や血液中の特定のタンパク質を測ることでMCIのリスクを判定できるスクリーニング検査などが知られていなく、これを広く周知することで認知症を減らすことも出来ると思いますが、本町の健康寿命を延ばす対策についてお伺いいたします。

○福祉部次長（入倉伸顕君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（入倉伸顕君） はい。

この質問は、私の方から答えさせていただきます。

町民一人ひとりが健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を実現し、社会保障制度を持続可能なものとするためには、健康寿命の延伸を実現することが必要です。

この実現に向けて、本町では、健康増進、疾病の早期発見、重症化予防につながる特定健診及び各種健診を実施し、対象者を明確にした上で、保健師等によるきめ細かな保健指導を進めています。

具体的には、日本人の死因の半数以上を占める生活習慣病の予防に向けて、乳幼児期から高齢期まで全ての年齢層に対し、個々の特徴に合わせて、家庭訪問、健康診断、健康診断結果説明会、健康教育、健康相談等をとおして、健康を維持し疾病予防や発症を遅らせること、重症化と再発を防ぐことについて、各専門スタッフの多職種連携で切れ目のない対策を講じています。

また、コロナ禍で開催を見送ってきた食生活の改善を図る健康料理教室等を再開するとともに、引続き、高校生健診や若者健診を実施し、生活習慣病の予防のための早期介入や健康の保持増進を図ります。

この他にも、地域包括ケアの充実をめざし取り組むとともに、MC I など必要となる新たな情報の発信に努め、町民一人一人に健康管理に対する意識を高めていただけるよう取組を進めます。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 健康寿命を延ばす取組、特定健診も含め健康の指導ですか、こういうことに対しては、よく理解できました。

健康寿命って言いますのはですね、健康上の問題で日常生活が制限されることがなく生活できる期間のことを言うんですけども、厚生労働省では、3年にいっぺん公表してますよね、健康寿命のこと。

2021年の発表されたデータによると、健康寿命は、男性が72.68歳、女性が75.38歳、一方の平均寿命ちゅうのは、男性が81.41歳、女性が87.45歳となっております。

これどちらも世界一なんですよ、日本は。

健康寿命も平均寿命も世界一なんです。

そこで、国でも健康寿命を延伸プランていうのを立ててますけれども、これは2040年を目標に、75歳という目標に向かって、そういう施策を進めていますけれども、本町のはですね、健康寿命の実態というんですか、アバウトに例えば、72.68歳でも低いとか高いとかですね、そういう感覚でいいんですけども、それと、将来、国が示す2040年、これに対する目標75歳に対して、うちの本町は、75歳までできるのかね、そういう何か目標があればちょっと聞かせてください。

○福祉部次長（入倉伸顕君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（入倉伸顕君） 私の方からお答えさせていただきます。

健康寿命は、ある健康状態で生活することが期待される平均期間を表す指標とされています。

国では、3年ごとに抽出調査として実施されます健康生活基礎調査の結果を用いているため、毎年の算出と対象集団を都道府県としていることから、市町村ごとの算出が不可能となっていることが資料等に掲載されているところです。

これを解決する方法としまして、国民健康保険中央会が国保データベースシステムにおいて、日常生活動作が自立している期間の平均を指標とした健康寿命を算出し、平均自立

期間と呼称して毎年度公表しております。

この公表されているデータによりますと、令和３年度の本町の確定値で、男性が７８．７歳、女性が８３．２歳となります。

この値は、国が示す健康寿命を既に上回っていることになりますが、国が算出する健康寿命の目標値をふまえながら、本町として、毎年、比較検討できるこの国保データベースシステムの値を活用し、健康寿命の延伸に向けて取り組んでいるところです。

また、目標等につきましては、今後、国から示される指針などに基づきまして、検討を進めてまいります。

○３番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） ３番田村議員。

○３番（田村秀男君） 調査の出どころが違うんですけどね、今、回答をもらいましたけれども、ほぼ平均寿命に近い値といいますかね。

男で７８．７、女の人で８３ということは、相当、健康寿命が高いということになりますよね。

ぜひ、これからもですね、特定健診なり保健指導を積極的に進めて、人生１００年に向けてね、頑張っていたきたいと思います。

２点目に移ります。

高齢者の移動手段を支えるまちづくりを提言いたします。

８０歳を迎えると、車の運転をやめ、免許を自主返納する人も増えています。

しかし、その後の移動手段には、大変苦慮されることが想定されます。第７次総合計画の中間見直しの中で、周辺移動対策として高齢者向けの電動車イスが容易に利用できる歩道や路面の整備、施設内のバリアフリー化、地域の足を確保するため住民の予約を受けて運行するデマンドバスなどのまちづくり施策を新たに追加策定することを提言します。

運転免許が不要な電動車イスは、介護保険を使ってレンタルができます。

こんな便利な乗り物がこれからの高齢者の移動手段の主流になっていくと思いますが、いかがでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

電動車イスのレンタルにつきましては、介護保険制度において、要介護認定を受けた被保険者のうち原則要介護２以上の方が対象とされ、制度に制限があります。

今後、加齢とともに運転免許証を自主返納される方も増えることが予想されますので、高齢者の移動手段として、安全機能を備えた自動運転の乗り物が主流になってくるものではないかというふうに考えます。

以上です。

○３番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） ３番田村議員。

○３番（田村秀男君） 今、高齢者の移動手段について、課題の共有が一致しました。

そこで、具体的にちょっとみなくるをとってお伺いしますが、みなくるの裏玄関へのアプローチありますよね。

あそこはすごく、鋭角で車いすの方にとっては、決して優しいとは思いません。

また、玄関に入ると、中の通路にはどういうわけか傾斜があるんです。

車いすを利用する人から、危ないとの声も聞いています。

高齢者に優しいまちづくりも人生１００年時代のまちづくりの一つにすべきと考えております。

ぜひ、高齢者にとって優しいまちづくりの一つとして、予約を受けて運行するデマンドバス、それや電動車いすとか、これを屋内室内を問わずですね、利用ができるような環境整備などの移動手段のあるべき姿をですね、模索していただき、根室市でも、実施検証やってます根室市では。

そういうことで、後期、７次計画の後期の見直しの中で、総合計画にぜひ取り入れるべきだと思いますけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○副町長（佐藤次春君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 私の方からお答えいたします。

議員の方から提言いただきましたけれども、施設内のバリアフリー化、このことにつきましては、必要性というのは言われて久しいというふうに思っておりますけれども、今、例を上げてお話のありました、生涯学習センターみなくるの傾斜の問題等も含めましてですね、やはりそれを利用する町民の皆さん、あるいは障害のある方、老人の方、そういう方々が利用しやすいように、バリアフリー化を進めていくこと、あるいはデマンドバス、これにつきましても、町といたしましてもいろいろ進めてきておりますけれども、今後さらに、そういうデマンド化っていうのもですね、デマンドバスというのにも必要になってくると。

その必要性は高まってくるだろうというふうに考えておりますので、ぜひ、第７次の総合計画の中間見直しの中ではですね、ただいいただいた提言もしっかりと受けとめて、検討してまいりたいというふうに思います。

○３番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） ３番田村議員。

○３番（田村秀男君） はい、検討だけでなくでですね、ぜひ実現してください。

それじゃ、３点目に移ります。

３点目は、教育長に伺います。

参加しやすい学習環境について伺います。

人生１００年時代に向けて、住民に新しい学びの機会が必要不可欠と考えます。高齢期においては、「平成寿大学」を中心に進めてきた組織的な学習機会からスマホあるいはタブレットを通じた学習などに転換するなど、行政は工夫する必要があると思います。

第４次別海町社会教育中期振興計画の中でも、異世代交流を通して、高齢者の知識・技能を継承していくとともに、さまざまな場所で地域社会の担い手としての活躍の場を提供するという推進目標に掲げています。また、車の免許を持っていないため参加できない高齢者の交通手段についても課題の一つとして認識されています。

学びの場は、講義だけではないとも感じています。地域で社会貢献をすることも１つの学び方の形でもあります。新しい学びの機会をみなくるで今後どのように展開していかれるのか、世代を超えて人生１００年時代の学び直しや参加の工夫など、参加しやすい学習環境の提供をどう構築していくのか、教育長の所見を伺います。

○教育長（相澤要君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤要君） 思っていたよりちょっと緊張感を感じてますけど、頑張って答弁させていただきます。

人生100年時代の到来に加えて、昨今、新型コロナ等の影響などもあり、社会情勢や働き方、生き方が大きく変化する状況にあると言えます。

また、社会教育・生涯学習においても、ICT技術や通信環境の進展により、人と人のつながり方にも変化がみられ、学びの環境も大きく変化しつつあるといえます。

まず、新しい学びの機会の展開という点では、それらを有効に活用した学びの提供も含め、新たな視点での学習機会づくりが必要であると認識しています。

第4次別海町社会教育中期振興計画にもありますが、現状の課題を踏まえ、世代を問わず協働による地域づくりの実践に結びつく学習や、互いに学び教え合う相互学習の機会が必要であると考えており、このことは、教養の向上はもちろん、人と人との絆を強くする役割を果たすものと考えています。

特に、おおむね60歳以上の高齢期においては、生涯学習活動を通じて、「元気で、人生を豊かにする学び」が大切であると考えており、今後は、「育てよう 別海町の学びの木」を基本に、「誰もが心豊かに生きがいのある充実した生活を営み、魅力と活力ある地域づくりにつなげるよう子供から高齢者まで全ての方が学べる社会教育・生涯学習の環境づくり」を進めてまいります。

また、参加しやすい学びの機会の提供という点では、これまでも行っている高齢者や子供たちを学習施設まで公民館バス等で送迎することや、希望する講座の聞き取りなどを継続しながら、ICTなども活用した、新しい学びの機会の提供に努めてまいります。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） ただいまの学習環境の構築だとかですね、参加の工夫について回答いただきました。

教育長ね、令和5年度の教育行政執行方針の中でね、いつでも、どこでも、だれでも学べる環境の充実を図ると述べられておりますよね。

いつでも、どこでも、だれでもが参加できるような学習環境をやっぱり築いて、人生100年時代を迎えるわけですからね、これに向けて社会教育の観点からも、やっぱり町民の学び直し、これはやっぱりおっしゃるとおり工夫されてできたと思います。

これに対して何が課題かというのは、もうすでに第4次別海町社会教育中期振興計画中でも述べられているんですよ、5年前に。

ですからね、教育長、攻めの姿勢で課題解決に向けて取り組むということを教育行政執行方針の方針の中で誓ってるんですよ。

ですから、5年もたって課題がわかっているのに、これからまた検討していくようじゃ困るので、具体的にお伺いしますが、リスキリングやリカレント教育のような学び直し、これをどのように進めていくのかちょっと再度お伺いします。

○教育長（相澤要君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤要君） 田村議員おっしゃるように、私も学び直しはとても大切だというふうに考えております。

ただですね、学び直しという言葉には大きく分けて二つあるかなというふうに思っています。

そこら辺、混乱しないように整理しながら進めていきたいなというふうに感じているとこなんですけども、一つは、職業上で、職業上に直接求められるスキルの向上を目指す学び直しであります。

リスキリングもこれに入るのかなというふうに思いますけども、主としてこれは企業とか高等教育施設、つまり大学だとかが中心になって進めるべきものかなというふうに思っています。

もう一つは、文化活動、それからスポーツ、レクリエーション、それから田村議員もさっきおっしゃったボランティアのような活動のように、人生を豊かにするための学び直しというのがあるかなと思います。

教育委員会としましては、この後者の方の学び直しを軸に進めてまいりたいというふうに考えています。

具体的には、スマホやＩＣＴを活用した世代間の交流ですとか、それから趣味や特技が発展しスキルアップできるような講座ですとか、ボランティア活動に関する学習機会を計画していきたいなというふうに考えております。

それから、攻めの姿勢ということなんですけど、これは事業を進める上で、一体何のためにやるのかという目的をはっきりさせながら進めていくというふうに私は考えています。

田村議員の言葉をお借りすれば、ポジティブに捉えるということなんですけども。

例えば、生涯学習を進める目的が引き籠りをさせないようにだとか、それから人を孤立させないようにするっていうのであれば、これは守りの姿勢かなというふうに思っています。

これが、人生を豊かにするためとか、心を明るくするためとか、そういうふうに捉えるのがポジティブに捉える。

要するに、攻めの姿勢かなというふうに思っているんですね。

そういうことを意識しながら、これからやっていきたいというふうに考えております。

○３番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） ３番田村議員。

○３番（田村秀男君） わかりました。

私もその学び直しについてはですね、二つの分野といいますかね、企業版向けと一般社会向けですか、これがあることはわかっていますし、もう新年度から、２０２３年から２０２６年まで、総務省で地方公共団体が学び直しを例えば企業版向けにやるとかですね、一般社会人向けにやる場合ですね、地方交付税ですね、企業場は５０％の交付税措置がされるんですよ。

それから、学び直し、一般の社会人には８０％の交付税が財源手当てできる仕組みがあるんですよ。

ですから、私はそういうのを活用して、後期の総合計画の中に入れていくことがね、それから振興計画も同じ期間なんでね、そういうものを取り入れてやっていただければですね、財政的にもそんなにかからないといいますかね、そういうこともあるので、そういうことも含めて、ぜひですね、攻めの姿勢で向かっていただきたいと思います。

４番目に移ります。

総合計画の中に、人生１００年時代を生き抜く施策を提言します。

町民にとって、新しい命を安心して育てたい、どこでも学びたい、健康に働きたい、いつまでも若くいたいという望みは、当然抱いていると思います。そのためにはどん

な事業が必要か、それをディスカッションする必要があります。目的と適切な議論の場を用意することもこれからの行政の役割であると思います。100年時代を生きるあらゆる人々の希望を叶えるためには、民間だけでなく住民も加わった新たな地域プラットフォームの構築が必要だと思います。

総合計画の後半を迎える町の基本構想の中に、人生100年時代を生き抜くための施策を取り入れるべきと提言しますが、町長の見解をお伺いいたします。

○総務部長（浦山吉人君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） はい。

お答えいたします。

コロナ禍の影響を大きく受けましたこの3年の間は、情報通信技術の更なる進化などによりまして、私たちのあらゆる生活様式が大きく変化をいたしました。

この情報通信技術の進化は、時も場所も選ばない、利便性の飛躍的な向上をもたらす一方で、人と人とのコミュニケーションの在り方の変化、そして、特に高齢者などは、情報通信技術の進化に追いつくことが難しい面もあり、世代間のギャップがより一層拡大してしまう懸念もあるところでございます。

今、まさに訪れている大きな時代の変化の中、あらゆる世代が、まちづくり共創のために意見を交わすことができる、情報通信技術を活用した新たな仕組みの構築や、それを成すための、世代に応じた施策の必要性は、議員御指摘のとおり、十分に認識しているところでございます。

総合計画の基本構想におきましては、直接的に人生100年時代を生き抜くという表現は現在のところなくても、それと同様の基本目標を掲げ、そして、基本計画に位置付けて実施をしているところでございます。

中間見直しに当たっては、議員御指摘の内容もふまえ、先ほど申し上げました時代の変化に応じた新たな施策をしっかりと検討し、継続すべき既存事業の効果も更に高められるような内容として精査する必要がありますが、実効性を高めるためにも、各分野の基本計画の中で、より具体性をもった形で取り入れていきたいというふうに考えております。

以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 取り入れていくという、心強い回答をもらいましたが、再度確認しますが、やはりこだけ時代の変化がですね、変わっているんだから、それに対応できるような施策をどんどん組み入れていかないとまずいと思います。

それで、最上位の計画である総合計画が、それに本町の目指すべき姿をですね、示さないと、個別法がですね、ついていかないっていうかね、そういうこともありますのでね、ぜひですね、基本構想に私が言ってるその人生100年時代を生き抜くための施策というタイトルは要らないしてもですね、それに対応できるような構想なり計画をぜひ後期の総計に取り入れてもらってですね、過疎債もありますからね、そういうものも含めてですね、ふるさと納税もたくさん50億も70億も稼いでますのでね、ぜひ、そういうのもミックスしてですね、やっていただきたいと思います。

それでは、5点目に移ります。

稼ぐ力の磨き上げと生産加工流通販売の拠点施設の整備を提言いたします。

人生１００年時代と言われ想像するのは、明るい未来か、それとも介護・医療への不安が重くのしかかる未来か、誰もが思い浮かべることと考えます。町民それぞれが、安心して生活し、自分の人生の多様な生き方・しまい方を選べる環境をつくるのがこれからのまちづくりには重要であると思います。人の生き方が変われば、まちの在り方も変わり、地方創生という取組を、未来に向けて進化させていく必要があります。

地域を元気にすることが、国土の維持・発展につながるならば、地域がそれぞれの地元の産業を強化し、稼ぐ力を磨き上げることや新しい取組による起業として、地場産品を加工・流通・販売できる大型施設の建設などで雇用の場を提供したり、関係人口を増加させることが、人生１００年時代に向けてのまちづくりと過疎対策に効果的と思いますが、町長の見解を伺います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 本件につきましては、田村議員より昨年６月の定例会におきましても、同様の趣旨で、一般質問がありました。

その時、私が答弁しておりますので、この件につきましては、私の方からお答えさせていただきたいと思いますが、その際に、官民協働を軸に、流通販売する工程の多くを町内で完結できる拠点施設の創造は、これから町が目指す方向の一つであると、考えておりますという答弁をいたしました。

現在、町としては、まだ具体的施策の方向性については着手できておりませんが、議員が御提案の拠点施設構想は、雇用の場の創出、関係人口の増加、そして過疎対策としても非常に効果的であるというふうに考えていることについては変わりありません。

議員、冒頭の説明の中にありましたけれども、行政だけでやらないこと、民間や町民を巻き込んだ施策の展開を進めるべきだというお話がありました。

町といたしましても、６月にも答弁で申し上げたようにですね、官民協働によるそういう機運の醸成がやはり必要だろうというふうに思っておりまして、行政が一方的に主導的に進めていくということは、もう少し状況見ながら進めるべきだというふうに考えておりますので、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思ってます。

○３番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） ３番田村議員。

○３番（田村秀男君） 課題はね、共有されていますので、ぜひ検討ばかりしててもなかなか進まないの、早い段階で解決したいなと思ってます。

ぜひね、第７次総合計画の中間見直しの際にはですね、過疎債、それからふるさと応援寄附金それぞれの目的を果たすためにですね、今までの事業だとかその施策に補填するっていうようなやり方でなくてですね、それも大事なんですけども、その他にですね、また新たな企業構想ですか、これをやっぱり大胆に盛り込んで、過疎から脱却しないと。

ただ、辺地もそうですけど、辺地債だとか過疎債ありますけども、ただ財源の補填だけで使うのでは、それはもったいない話です。

ですから、そういう夢と希望が持てるまちづくりを目指しているんですかね、ぜひそう言った大胆なことをこの後期の実施に当たってですね、そういうふうにしないと、個別法も動かないので、ぜひ取り組んでほしいと思いますけども、再度ちょっとその点について、やっていただけるかね、いただけないか、二者択一でちょっと回答をお願いいたします。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 田村議員の方からありました、新たな展開を進めるための大胆な取組ということ、非常によく理解できますし、行政執行機関としても、この過疎も指定を受けてから実質4年しか計画期間がありませんので、この4年をもって過疎を脱却するんだという思いですね、取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

過疎債の有効活用、それから伸びを示しておりますふるさと納税の有効活用、これも議員に言われるとおりだというふうに思ってます。

過疎債を単なるいう有利な財源として財源充当するというだけでなくですね、やはり新しいものにそれを充当してですね、そのことを進めながら、過疎の脱却につなげていくということが必要だというふうに考えております。

ふるさと応援寄附金もですね、当初は大体給付額の5割は基金に積んで、後に活用できるということで進んでおりましたけども、現在のところ大体のほとんどの市町村がですね、寄附の6割はもう経費で使われていくということになってきて、うちの町も返戻品3割、そのほかにいろんな諸経費を入れますとですね、基金に積んで活用できるというのは、寄附額のおよそ4割ということになります。

ですから、一旦寄附につきましては基金に積んでですね、そして寄附をしてくれた方々の意向に沿うような事業にきちっと充当していきたいと。

その時に、まだ現在、具体的な施策として考えられてない施策もありますので、それらは今後の過疎振興計画の期間とあわせてですね、しっかりとどのような事業を組み立てて、それを基金を充当していくべきかということは、過疎債のソフトの活用も含めて非常に大事なことだというふうに考えておりますので、先ほど議員の方からありましたように、第7次総合計画の見直しとあわせてその辺のこともしっかりと内部で協議を検討して、検討だけに終わらないよう、しっかりと一歩踏み出せるように、積極的に取り組んでいきたいというふうに思ってます。

はい、以上です。

○3番（田村秀男君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 3番田村議員。

○3番（田村秀男君） 大変心強い回答もらったんで、大満足です。

ちょっと過疎のことちょっと言いますとね、去年、令和4年で別海町で83人が生まれて、172人がお亡くなりになってるんです。

そして、転入者は713人で、転出者が810人で、年間186人が人口減少になってるんです。

令和5年1月現在では、先ほども申し上げましたけども1万4,341人の人口です。でも、このうち外国人が449人いるんです。

ということは、実質もう別海町の人口といいますかね、それはもう1万3,000人台になってしまって、こんなに急激に人口減少するというのは、世界的に見ても日本というのはものすごい勢いといいますかね、スパンが短いんですよね。

ですから、これはやっぱりね2025年問題をもう迎えていますけどね、そこら辺が手を打つピークだと言われてしています。

ぜひ、そういうこともありますのでね、今、副長がおっしゃられた心強い気持ちを持ってですね、総合計画をですね、羅針盤なんですから、うちの町のまちづくりの羅針盤なん

ですから、そこでやはりリーダーシップをとって、そこにドンと載せるとかね、そういうことでまちづくりをつくって、みんなでつくっていくと、そういうことにしていただければと思ってます。

以上、5点にわたり、本町の将来を見越した町づくり構想についての方向性をお聞きいたしました。

攻めの姿勢で課題解決に向けて取り組むと言う心強い決意もありましたけれども、まだ課題は共有されていてもですね、解決の糸口がなかなか見えないのものもありました。

これからは、総戦力で知恵を絞り工夫して解決することが必要不可欠だなと思ってます。

毎回言ってきた決め台詞です。

人生100年、何度でも転機とチャンスが訪れる時代、これに突入です。

学び直し、教育長に言いますけどね、学び直しを大切にして、ふるさと別海のまちづくりを総戦力で実現できることを確信しています。

これで、私の一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、3番田村秀男議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午前10時53分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、2番横田保江議員、質問者席にお着き願います。

○2番（横田保江君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○2番（横田保江君君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君君） はい。

通告に従い、一般質問を行います。

「へき地保育園に対する給食の提供を」。

へき地保育園を利用する町民の方から、「ぜひ給食が欲しい」と言う要望があります。特に酪農業を営む家庭では、仕事柄早朝から家族総出で働かなければならない状況があり、そういったご家庭からも給食提供の要望を耳にします。

給食に限らず、食事は、生命の維持・発育・発達に欠かせない重要なものであります。近年は、核家族化の進展や女性就労率の増加などにより、子育て家庭を取り巻く環境はより厳しさを増しています。

共働き家庭は増加傾向にあり、仕事と家事・子育てを両立するため、大変忙しい毎日を過ごしており、そのようなご家庭においても、給食の提供はその一助に繋がるものと考えます。

別海町には、完成して間もない給食センターがあります。

その給食センターを有効活用した、新たな子育て支援に繋げる観点から、2点について質問いたします。

1、現在、町内では、公立または私立の幼稚園や保育園には、給食の提供はありますが、なぜ、へき地保育園の給食提供はないのかお聞きします。

○福祉部次長（干場みゆき君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部次長。

○福祉部次長（干場みゆき君） はい。

この御質問につきましては、私から説明させていただきます。

現在、給食提供している施設については、子ども・子育て支援法に基づく認可施設として、原則施設で調理することが定められております。

外部搬入対応を認められている園を除いては、全てが自園で給食を提供しているところ
です。

へき地保育園については、現状、保育園における調理施設の設置や、調理に係る人員等
体制整備が困難なことから、お弁当を持参していただいているところです。

また、子供に自分の作ったお弁当を食べさせてあげたいという考えを持たれている保護
者もいらっしゃるかと伺っております。

このようなことから、町内における教育・保育施設の給食提供については、調理施設の
整備の状況や受け入れる園児の年齢等、様々な施設運営体制の違いにより異なっているの
が現状です。

○2番（横田保江君君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君君） はい。

わかりました。

次に、2番に行きます。

不公平にはならないように、幼稚園・保育園と同様にへき地保育園にも給食の提供を実
施すべきだと思いますが、町長の見解を伺います。

○福祉部長（今野健一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） 私の方からお答えいたします。

子育て支援につきましては、近年の家庭環境の変化や地域の実情に応じた対応が求めら
れていることから、へき地保育園の給食提供につきましては、保護者からの御意見を伺う
とともに、今後、給食センターの活用が可能か、また、可能となる場合の提供に関わる事
項や保育園側の搬入に関わる事項等につきまして、担当部局と協議をすることにより、提
供体制について検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（横田保江君君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君君） はい。

ぜひ、しっかりと検討していただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしますし
ます。

次に、2番に行きます。

「酪農業に対する支援策は。」

今、国では、国産粗飼料の利用拡大に取り組む酪農経営に対しての緊急対策として、令
和4年4月から10月までのコスト上昇分として、都府県には牛1頭当たりに対して1
0,000円、北海道には牛1頭あたり7,200円の支援策を出しました。

北海道としても、牛1頭あたり6,800円の支援策が出されました。そしてまた、国

の地方創生臨時交付金も活用できることになっており、中標津町の支援策も早々に牛1頭当たり5,400円と出されました。

別海町は、どうなっているのかと多くの声が聞こえてきます。酪農家は、今までにない大変な状況になっていると思います。電気代・燃料代も上がり、そして牛の餌である配合飼料については、大幅に値上がりがあるようです。その上、牛の値段は下がり、生乳は生産調整のため、あまり搾れないという状況になっています。

そうすると、別海町の危機でもあると思います。

本町でも支援を行う予定があるのか質問します。

町として、水道料の減免は11月から今年1月までの3カ月間実施したことは、大変に評価できることだと思います。

令和4年12月定例会で町長は、酪農支援を行うと言いましたが、今後の酪農家への支援策はどのように検討していますか。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

今後の政策につきましては、現時点では不透明な部分もありますが、酪農を取り巻く情勢の変化や、国や北海道の動向を注視しながら必要な対策を講じていくという考えを持っているところでございます。

本年度の対策として実施した水道料の減免につきましては、昨年9月の定例会と10月の臨時議会において議決をいただきまして、自治体としては一早く対策を講じたところであります。

議員から御指摘のあった他の自治体での対策を講じた、経産牛1頭当たりに対する支援につきましては、国の支援策である経産牛1頭当たりに対する都府県との差額分及び上乗せ補助という形で実施した自治体が多かったというふうに思っております。当然、この支援策につきましても、生産者にとっては必要な対策であったというふうに認識しているところでございますが、これらの支援策につきましては、生乳生産農家のみが対象となる側面もございます。

このことから、本町としては、飼料価格高騰などによる影響は、育成農家や肉用牛生産農家も同じく受けていると考えており、町内には、生乳生産農家以外の農家も多く営農していることから、これら農家全て平等に支援を行うという考えのもと、水道料等の減免という形で対策を講じたことを御理解願いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○2番（横田保江君君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君君） はい。

水道の減免も決めたのは10月ですかね、10月ってことでしたけれども、その後、12月の定例会で町長は酪農支援を行うというふうに言われてると思うんですけども、そこら辺は、そして今年の2月の臨時会で、漁業の方には支援を行っているんですね。

でも、そこで酪農家への支援っていうのは、本当に皆さん待っていたことだと思うんですけども、そこら辺がまだ出ていませんので。

酪農家の今後のこの危機的な状況まだまだ続くと思いますけれども、今後の対策としては、どのように考えていますでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） まず、横田議員に最初にお答えしておきますけれども、酪農家の対策はうちが1番先にやってるんです。

コロナの臨時交付金、中標津町、隣の町のこと言っちゃ悪いですけども、1頭当たり幾ら出してますけども、あれは臨時交付金を原資としてやってます。

うちも水道料金は、コロナの臨時交付金を原資としてやってます。

うちは、コロナの影響というのは酪農だけではない。

町内全域、いろんな事業者にも影響を受けていると、そういうことで、まず1カ月分は全部水道料金を減免しました。

その中でも、酪農は特に大変だということで、酪農は3カ月するということにしました。

これは、今、横田議員がおっしゃったその他の町との比較の中では、うちとしてはそういう政策を1番先にしてるんですよということを、まず御理解していただきたいと思います。

さらに、今、原資は、コロナ交付金の原資はなくなりましたが、今後も酪農家の施策が必要だということであれば、新たな財源をどこから見つけてきて、政策を打っていかねばならないと、そういうことを今、部長がお答えしました。

この議会終わりましたら、20日の日に農協の組合長方と懇談をする機会があります。

その中で、農協の組合長方が、どういう施策を町としてやってほしいというふうに考えているのか、また、農協としても、今後、酪農家の継続のために、どういう施策をしようとしているのか、そういうことをきちっと組合長方と打ち合わせをして、今後、令和5年度に新たな農業政策が必要だということになれば、それはやはり、当初予算案には出しておりませんが、補正予算なり何なりの対応して、しっかりと施策はしていかなければならないというふうには考えておりますけれども、今、具体的にどういう施策をするということはまだ決まっておりません。

そういう現状でございます。

○2番（横田保江君君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 2番横田議員。

○2番（横田保江君君） はい。

今後の対策も考えていくということですので、ぜひ期待をして、政策の方を考えていただければと思います。

以上です。

○議長（西原 浩君） 以上で、2番横田保江議員の一般質問を終わります。

ここで喚起消毒のため暫時休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時18分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、13番中村忠士議員、質問者席にお着き願います。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） それでは、通告に従いまして、大きく2点質問したいと思います。

1点目です。

「非正規町職員（会計年度任用職員）の処遇改善について」であります。

政府は、2017年（H29）地方公務員法、地方自治法の一部改定を行い、2020年（R2）年4月から、会計年度任用職員制度を導入しました。

非正規職員の処遇改善を名目にした導入で、非正規職員にはこれまで支給されなかった一時金や退職金の支給が一部されるようになりましたが、本給の削減など制度発足以前よりも処遇が切り下げられる状況が一部生まれており、早くも法の改正が必要といった声が噴出しています。

年度で区切って任用する制度であることから、安心して働ける身分保障がなされていないことが最大の問題であるとの指摘もされているところです。

別海町においても、本制度を導入し、それまでの嘱託、臨時の職員を会計年度任用職員としました。これによって、正職員との格差を一定程度埋める措置がとられたものの、有期の雇用であること、不安定な身分である点は変わらないまま現在に至っています。

さらに、全国的には一定の自治体で、国が基準としている任用期間の更新回数が原則2回に準じて、3年間の任用期間が過ぎる時点でいわゆる雇い止めをするという事態が生まれてきています。

別海町の職員として、会計年度任用職員の皆さんの多くが、正職員とほぼ変わらない勤務をこなしているのが実態です。一律機械的な雇い止めは言語道断です。

また、地方公務員法は、本来自治体の業務は正職員によって行うことを原則としており、会計年度任用職員制度導入にあたって、総務省も「公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とする原則を前提とすべき」としています。

一律機械的な雇い止めがなく、安心して勤務を続けることができるよう、まず、非正規職員と正職員の格差をなくすこと、さらに、非正規職員の正職員化を可能な限り進めることが必要だと思います。それが、明るい町役場、元気な町役場をつくり、ひいては明るく元気な別海町をつくっていくという思いから、4点にわたって質問します。

1点目です。

前述したように、全国的に令和5年度の開始に向けて、会計年度任用職員の雇い止めが行われる状況が生じていますが、本町の場合はどのような考え方を持って対応しようとしていますか。考え方、対応の仕方をお聞かせください。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） この御質問については、私の方から回答させていただきます。

国からの通知では、会計年度任用職員の任期満了後、翌年度も同一の職が設置される場合に、募集及び選考を行った結果、同一の者が再度任用されることは可能であり、回数の制限も受けないとされています。

また、地方公共団体では、再度の任用において地域の実情に応じつつ適切に対応することとされております。

なお、国では、公募によらず従前の勤務実績に基づく能力の実証により、再度の任用を行うことができるのは、同一の者について連続2回を限度とするように努めるものとされ

ておりますが、本町では実情に鑑み、任用回数に制限なく、人事評価に基づく能力検証により、再度の任用を行うことも可能としております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

今のお答えで安心をいたしました。

機械的ないわゆる雇い止めはないというふうに理解をいたしました。

個々のね、細部にわたって全く問題がないということではないかもしれませんが、総体として、制限なくいくということのようでございますので、ぜひこの姿勢を貫いていただければというふうに思います。

2点目の質問に入らせていただきます。

2点目であります。

全国の地方公務員は、2020年・令和2年時点で、正規職員が約276.2万人、非正規職員が約69.4万人、うち会計年度任用職員は約62万人という統計結果があります。正規職員の比率は約80%で会計年度任用職員の比率は18%です。

別海町職員の令和4年度の構成については、全職員数686人、うち正職員は454人、全体の66%、会計年度任用職員は232人で、全体の34%となっています。

全国平均から見ると、別海町の正職員の比率に対し、会計年度任用職員の比率が高くなっていますが、どういう理由によるものなのか、説明を求めます。

また、前述した地方公務員法の趣旨、総務省の指針に沿ったものなのか疑問が出てくるところですが、その点についての見解をお聞きます。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） こちらにつきましても、私の方から回答させていただきます。

御質問の中の、「全職員数686人」とは、令和5年1月分給与支給対象となった職員数のこととなりますが、そのうち会計年度任用職員は232人となります。

この中には、常時勤務しておらず、繁忙期に一時的に事務補助を行う職員や代替保育士などといった短時間で任用されている職員111人が含まれており、それらの職員を除く恒常的に勤務している職員は121人となります。

正職員と常時勤務の会計年度任用職員の合計575人となりますが、このうち、会計年度任用職員121人の比率は21%となり、全国の統計結果に近い数字となっています。

地方公務員法の趣旨や公務の運営においては、任期の定めのない常勤職員を中心とする原則を前提とすべきといった総務省の指針に対しては、恒常的に勤務している職員の比率は全国の統計結果に近い数字となっており、特に逸脱しているものではないと考えております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） ちょっと数字を操作されたんではないかなという感じがちょっとします。

私が示したですね、全国地方公務員の正規職員の数、非正規職員の数。

非正規職員の数を69.4万人というふうに申し上げましたが、この中で短時間労働、パートだとかですね、これを除けばですね、また数字が変わってくるわけですね。

そういうことから、全体の職員の割合は、別海町の場合686人で、正職員の割合は66%だということについては変わらないわけです。

そこですね、さらにお聞きをしたいと思うんですが、基本的に今のお答えではね、地方公務員法の本旨あるいは総務省が言っていることから逸脱しているということではないというふうにおっしゃったわけですね。

改めてお聞きしますけども、この状況については問題はないと、現状のままでいいというふうにお考えかどうか確認します。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） お答えいたします。

質問の中に、全国の地方公務員の数字をあげての比較もありましたけれども、答弁の中で地方公務員法の趣旨、原則、公務の運営については、任期の定めのない常勤職員を中心とする原則を前提とすべきだということにつきましては、大きく逸脱していないというふうに考えておりますけれども、質問の中にも、冒頭にもありましたけれども、非正規職員と正職員との間には、いろんな格差も生じてきます。

非正規職員の正職員化を可能な限りに進めていきたいという思いでおりますけれども、正職員を、後の質問にもありますので細かくは申し上げませんが、職種によってはですね、どうしても正職員化できない分野もあるということがあります。

なるべくですね、やはり同一労働をしているのであれば、やはり正職員化を目指していくということについては、公務の世界であってもしっかりと取り組んでいくべきだというふうに思っておりますので、今、中村議員が確認されましたような現状でいいのかということについては、いろいろ対応すべきことも問題もあるというに認識しております。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） いろいろ考えなければいけない点があるんだっていう今の副町長のお答えですから、大変大事な御答弁だったなっていうふうに思います。

具体的にはどうするかっていうのはね、いろいろ法律的な制約もあるし、それから御自身の働いておられる方の御希望もあるし、そういう複雑な状況の中でこれを進めていかなければならないという、理事者側の御苦労というのは本当によくわかります。

でも、ぜひ今、副町長がおっしゃられた点で、同一労働しているのであれば、正職員化するという方向で努力をする、具体的な善処をしていただきたいというふうに思います。

ちょっと関連しての質問なんですが、232人が会計年度任用職員でフルタイムで働いているっていう方が121人っていうような押さえ方でいいのかなっていうふうに思うんですけど、パート・短時間の方が111人ということですから、引きますとね121人ということなのかなと思うんですが、とりわけ、ほぼ正職員と変わらない形での勤務をされている方にはですね、そのままでいいって考える方もおられるでしょうし、あるいは正職員を希望する方もおられるでしょう。

そういうことの調査ってのはされているんでしょうか。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

今、議員が申し上げられたような調査については、特に行ってございません。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

職員の方ですね、望んでいることってますかね。

そういうものも細かくつかんでいただければなというふうに思います。

次の質問に入ります。

4年前の平成31年3月議会で私は、25年間働いた正職員と嘱託職員の期末手当、退職手当の総額はどのくらいの差が出るかと質問しました。答弁は、その当時で、期末手当で650万円、退職手当で570万円の差となるというものでした。少なくとも1,200万円の賃金格差が出てくるということで驚愕したものです。

以前から町は、同一労働であれば同一賃金が原則と繰り返し述べてこられました。

また、この時の関連答弁で教育委員会は、「同一労働同一賃金の理念が反映された改正が行われております。」と述べています。

別海町における格差は解消されたでしょうか。

同一労働同一賃金の理念の実現はどこまで進みましたか。

説明を求めます。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） こちらにつきましても、私の方で答弁させていただきます。

本町における会計年度任用職員制度は、原則、国に準拠しているため、上限を設けているものの、正職員と同様の給料表を使用しております。

期末手当については、正職員と同等の率で支給されており、勤勉手当については、現在は支給されておませんが、国において会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給を可能とする規定の整備が進められており、支給可能となった際には、本町においても勤勉手当の支給を可能とする規定の整備を進めます。

また、令和3年4月1日から、会計年度任用職員においても正職員同様、市町村職員共済組合、公立学校共済組合へ加入することが出来るようになったことから、福利厚生面を含めた待遇面においても、正職員との格差は縮まっていると考えております。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） おっしゃるとおりに確かにですね、いろんな点での改善がされて、格差が縮まってきているという現実私も認めるところであります。

ただ、私が聞いてんいるのはですね、格差は解消されたのかと聞いています。

そういう点でどうだったか、どうなのかということを改めてお聞きしたいと思うんですが、給与表は上限があるということが述べられた。

それから、勤勉手当が支給されていないということも述べてありました。

これは格差です。

やはりね、生涯でどのぐらいの差が出てくるのかという点が疑問になります。

格差は、私は解消されていない、縮まってはいるが、解消はされていないというふうに理解しているんですが、その点で具体的な数字でお示しいただければありがたいというものと思うんですが、もし、具体的数値としてお示しされない場合は、概略としてどうなるかということで、お聞かせをいただければと思います。

○総務部次長（伊藤輝幸君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部次長。

○総務部次長（伊藤輝幸君） お答えいたします。

ただいまですね、具体的な数字を持ってきておりませんので、そちらについてはお答えはできません。

また、格差があるのかないのかということになりますと、先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、格差等は縮まっているというふうに考えておりますので、あるかないかといいますと、やはりあるというのは実情だと思います。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

そういう現状を踏まえていただいて、先ほど副町長からお答えがありましたから、ぜひ副町長の御答弁の方向で鋭意努力を続けていっていただければというふうに思いまして、4点目の、質問に入らせていただきます。

4点目です。

町長部局の総務・福祉・産業振興・建設水道部、4部局と教育委員会の正職員と会計年度任用職員の比率を比べてみると、教育委員会の会計年度任用職員の比率が飛び抜けて高くなっています。

令和4年4月1日作成の別海町機構図を使って計算したところ、職員の総数に対する会計年度任用職員の比率は、4部局平均で約15%。教育委員会の会計年度任用職員の比率は約43%となっており、これは主に、学校公務補の非正規職員の比率が極端に高いことから来ています。学校公務補の会計年度任用職員の比率は70%です。

10年も20年も正職員と変わらない職務をこなしながら、非正規職員のままでいなくてはならないというのは、前述の地方公務員法の趣旨にも反しており、また、雇用倫理の観点からもちだちに改善すべき問題ではないかと思います。非正規の学校公務補さんの中で本人が希望し、要件を満たせば、正職員になれるよう制度を整備すべきです。

教育長の見解をお聞かせください。。

○総務部長（浦山吉人君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総務部長。

○総務部長（浦山吉人君） 会計年度任用に係る総体的な事務につきましては、町において行っておりますので、私の方からお答えさせていただきたいと思います。

議員がおっしゃる本人が希望すれば正職員になれる制度の整備についてということですが、地方公務員法において正規職員の採用に当たっては、地方公務員法第17条の2第2項の規定によりまして、競争試験又は選考を実施する必要があるという定めになっているところでございます。

このため、特殊な資格であるとか技術を必要としないという公務補において、競争試験

等によらずですね、非正規職員としての勤務年数等によることを理由とする正職員化などは、町独自のルールでの正職員登用について、正職員登用という形での制度化をすることは困難であると考えているところでございます。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 今の総務部長の答えの中でですね、公務補さんのこの何て言うんですか。

働き方、こう何て言いますかね、特殊な技能はいらないとかですね。

そういうようなおっしゃられ方をしましたけれども、そうではありません。

公務補さんはですね、子供をしっかりと見ながら、学校の事務が滞らないように、あるいは様々な細かい仕事をですね、一生懸命やって学校の機能を維持するという非常に大事な仕事をしているんです。

そういう意味で、特殊な能力要らないとかですね、ちょっと表現は今聞いたばかりですからあれですけど、そういうようなことをおっしゃられましたけれども、本当にそうなのかということについてですね、学校現場をよく御存じの教育長にですね、本当にそうなのかということをお聞きしたいと思います。

○教育長（相澤要君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤要君） はい。

今、中村議員おっしゃったとおりで、私も38年間学校の方に勤務いたしましたけども、多くの公務補には大変お世話になってきました。

校長はじめ、教職員を機械の歯車に例えるとすると、公務補も大切な歯車の一つでありました。

そういった意味では、本当に大事な仕事だと思いますけれども、これ公務補に限らず、日本に何万とある仕事全てそうじゃないかなというふうに思っております。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

前の部長の答えの中に、年数だけで正職員にするということは難しいんだというような意味のお答えもあったかなというふうに思うんですが、そうかもしれないけど、問題はですね、年数だけで正職にしてくれっていうふうに、そういう制度をつくれというふうに言ってんじゃないんです。

希望すればですよ。

実績もあって、希望すれば、そして一生懸命働いていた方。

その方をですね、そういう正職員の道にいけるような制度はつukれないのかっていうふうに私は申し上げてるんです。

年数だけのことを言ってません。

その点、もう1回聞かせください。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 私の方からお答えいたしますが、先ほど私が答弁にたった時も

ですね、このような質問をになるのではないかと思いますので、ちょっと保留しておきましたけども、まず、さっき教育長も申し上げましたけども、公務補さんの仕事が大事な仕事だということを総務部長が否定することを言ったわけではありません。

募集する時の一つの要件として、例えば一般事務職であれば、高校卒業以上の学力があることですかあります。

そうしますと、それは競争試験を一般事務職であれば、まず、競争試験をして、1次合格した人の中から、さらに作文・論文・面接試験をやるというような順番になります。

公務補さんの場合は、その時に何か必要なものを求めてないっていう意味で、特殊な資格や技術を必要としないっていう言い方を総務部長がしました。

例えば、看護師・医療技術職員であれば、看護師あるいはレントゲン技師、検査技師とかいろんな資格が必要になった時であれば、当然それを募集の条件とすると。

保育士さん、あるいは社会福祉士が必要だとか、ケアマネジャーが必要とか、その資格を一つの条件にします。

持っていることを条件にしますということですが、この公務補さんについてはそういう資格を求めてないという意味で申し上げました。

ですから、原則、競争試験をするということに町はしておりますので、その時に公務補さんについてはそういうことを求めてない。

そして会計年度職員の場合は、年齢も制限しないという形で募集します。

ただ、正職員であれば、組織の今後の年齢構成とかを考えてですね、職員を採用する場合は年齢条件もつけます。

ですから、今、中村議員が言われたように、決して年数だけではないと言いましたが、でも正職員化しようとするれば、それなりのいろんな条件をつけて、募集せざるを得なくなってきましたので、今働いている方が、長年勤務していて勤務成績も立派だったとしても、したら全員が条件に当てはまるような募集もできるかっていうところも問題としてちょっと出てくるんですね。

ですから、なかなか独自の正職員に登用するという制度を整備するということは難しい。

逆に言うと、今、会計年度で働いて、長く働いてもらっている方に、あなたもう結構ですのというふうなことを言わざるを得なくなってしまうということもありうるという意味ですね、先ほど総務部長は、そのような制度化をすることは少し難しいというふうにお答えをいたしました。

ぜひですね、細かい話をまたしていくといろんな要素が出てくるものですから、一点一点、いろんなことをお答え、もしあればお答えいたしますけれども、ちょっとそういうこともあるということで、御理解をいただきたいなど。

もとより、中村議員納得していないのはわかるんですが、もとより、今は公務補さんには正職員とそうじゃない職員がいると。

先ほども申し上げましたけども、例えば、同じような労働をしながら、本人が希望して会計年度職員として短時間で希望しているという人ももちろんおりますけれども、例えば、同じ資格を持っていて同じような仕事をしていてもですね、町としては、この部分については、毎年必要になるかどうかわからない職員の数であれば、どうしても正職員化できないという部分が出てくるんですね。

何を言いたいのかというのは、ケースバイケースでまたあれですけども、支援の必要な、例えばですね、支援が必要な児童とか、生徒もそうだと思います。

何人いるか毎年わからないとか、今年は採用したんだけど、来年したら必要がないからって言って、結構ですっていうわけにもいかないということもありますので、必要な分野に必要なまず人員を配置したいという思いからですね、年度に限った採用ということで、会計年度職員という形もとらざるを得ない場合もあるということも申し上げておきたいというふうに思います。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

試験が必要だったらね、必要であるのであれば、それはちゃんと納得していただいて試験を受けて、正職員になりたいというふうな方ももしかしたらいるかもしれません。

だから、そういう道をつくってほしいというふうに言ってるんです。

試験が必要だったら、その試験なんかやるのとかって言ってないです。

試験が必要だったら、試験を受けていただいて、その上で正職員になるということが可能であれば、それを希望する方も出てくるかもしれない。

だから、その道をつくっていただけないかというふうに言っております。

それから、毎年必要になるのか、その部署が必要になるのかどうかという点ではね、恐らく配置計画の問題が絡んでくるんだろうと思うんですけども、学校公務補さんの仕事はなくなります。

学校がある以上、必要です。

絶対必要です。

だからそういう意味ではですね、公務補さんが、70%の公務補さんが非正規でいるような状態っていうのは、本当に改善しなければならないんじゃないかなとそういう意味でもね、私は思うんです。

ぜひ、制度工夫していただけないかということを重ねて御質問いたします。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 中村議員が公務補のことに限っての質問だとすればですね、今言った数字等はそのとおりだと思います。

もとより、教育委員会としましては、学校公務補さんは、今後、正職員化していかないんだってということも何遍も回答してるんですね、中村議員にね。

ですから、それであれば、今70%だとかっていう話を出してですね、正職員化の道を開いてほしいと。

先ほど私言いましたけれども、それでは正職化をするといった時に、今働いている方々が、その要件には当たらないようになったとしても、それはそれでいいから70%の会計年度職員を少しでも減らしてくれということをおっしゃりたいのかね。

ですから、会計年度職員というそういう非正規という言い方で言えばそのとおりですけども、会計年度職員というそういう制度がきちっとできて、そういう形で勤務していただけの人を募集をして、今働いていただいと。

たまたま、私がさっき言いましたけども、同じ仕事をする人で正職員と会計年度職員がいるのであれば、それについては解消に向けて、やっぱりしっかりと検討していかなくやなんないというふうな思いは持っております。

いろんな分野で、公務補さんのことだけじゃなくてですね、いろんな職種のところでそ

のようなことについてもしっかりと少しずつではありますけれども、解消に向けて取り組んでいるということでもあります。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

大分時間もたってますんでね、これはまた、今後、論議が必要かなというふうに思うんですけども、学校現場でですね、正職員の公務補さん、全町的にですよ、全町的に正職員の公務さんがおられ、そして非正規の会計年度任用職員の公務補さんがおられ、しかし、ほぼ同じ仕事をしているにもかかわらず、格差があるっていうさっき確認されましたからね、格差が出て来ると。

私はね、会計年度任用職員を減らすっていいですか、首をきるっていうことは雇用をやめさせるとか、そういうようなことを言っているのではないんですよ。

希望すれば正職員なれる町をつくってほしいというふうに言ってるだけなんです。

その人の首を切ってくれとかなそんなことは言ってません。

全く。

こういうことですよ。

同じ学校現場の中で、そういう格差があると。

同じ仕事をしながら格差が出ているということについてね、これはこのまま放置しているのかということについて、これはもう学校現場の問題ですから。

事務的にどうこうするってのは出てこないかもわかりませんが、こういう現状をそのままにしておいていいのかわかっていう点についてね、教育長はどういうふうに考えられますか。

○議長（西原 浩君） 暫時休憩します。

午後12時00分 休憩

午後12時01分 再開

○議長（西原 浩君） 会議を再開します。

中村議員、総務部長が先ほど答弁しているが町の見解ということでありまして、町独自のルールでの正職員登用について制度化することはできないものと考えていますという町の考え方があるんですけども、それでもさらにまたお聞ききたいということによろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 教育長。

○教育長（相澤要君） 先ほどの副町長の答弁にもありましたけれども、過去に正職員を採用しないという見解があったというふうに私も聞いておりました。

それも事実ですし、これはちょっと教育委員会の中だけで判断できることではなくて、やっぱり町全体として考えていかなければならない、バランス的にも考えていかなきゃならない問題じゃないかなというふうに思います。

貴重な御意見として伺います。

○議長（西原 浩君） それでは、中村議員よろしいですか。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） それではですね、ここで13時まで休憩いたします。

午後 12 時 03 分 休憩

午後 0 時 58 分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

○13番（中村忠士君） はい。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

それでは、大きな2つ目の質問に入らせていただきます。

「安心して医療を受けられる別海町にするために」であります。

別海町の国民健康保険税を大幅に引き上げる町の方針が提示されています。それによると、40歳代夫、30歳代妻に子供1人、未就学児2人の中間層世帯で、年間9万6,000円の引き上げとなっています。

根本的には、国保に対する国庫負担を削減してきたうえ、各市町村における国民健康保険の運営を都道府県単位に一本化するという国の方針が決まったことによりますが、これまでも「高すぎる国保」と言われ、町民の約4割が加入する国保の保険税の納入に四苦八苦する町民が多いということも事実です。町の示す国保税引き上げ方針によってこれまで以上に国保税に苦しめられる町民が増えることになります。

町は、これまでも国保税をできる限り抑え、被保険者の負担を大きくしないよう努力してきたことは十分承知していますし、評価もしています。しかし、前述した国保税引き上げは、被保険者負担の限界を超えるものとなります。

地方自治法は、第一条の二で、地方公共団体は、住民の福祉の増進を図ることを基本として、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を広く担うものとするとし、地方自治体の役割の基本は、住民の福祉増進だとうたっています。この精神にのっとり、何よりも、安心して医療を受けられる別海町を確立するという義務が町行政にはあると思います。

その観点から3点質問します。

1点目です。

町が示すモデルケース試算では、中間層世帯・年間収入613万円の世帯で引き上げ額が9万6,000円、年間納税額は63万8,000円に、また、影響が最大の世帯となると、年間収入873万円で引き上げ額が23万円、年間納税額は95万円ということになります。食料品、燃料、電気代などが高騰し、町民の生活はかつてない窮状にあります。そうした中で、前述した国保税引き上げは耐え切れない痛みとなって、町民を苦しめることになるのではないかと思います。

その痛みを少しでも和らげる施策をとるつもりはないのか、町長の所見をお聞かせください。

○福祉部長（今野健一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

平成30年度から、北海道が国民健康医療保険の運営を担い、市町村は、年度ごとに北海道全体で必要な医療費を所得や医療費の水準、被保険者の割合に応じて負担するという仕組みとなりました。

北海道では、令和12年度までに全道統一の保険税率の施行が予定され、道内どの市町

村の被保険者になっても所得や家族構成などの負担能力に応じて公平に北海道全体の医療費を支え合うこととなります。

本町では、これまで平成22年度の改正を最後に保険税率本体の改正は行わず、この間、税率は据え置いたまま国民健康保険特別会計の運営を行ってきました。

しかしながら、今後の基金残高の状況を鑑みた国保会計の健全な財政運営のため、また、全道統一の保険税率の施行までに、北海道が求める税率に少しでも近づけておかなければ、さらに大きな負担を求めることになるかと判断したところです。

これまで税率改正を検討してきましたが、その中では均等割や平等割の税率を現行より下げ、特に子育て世代や低所得者層に一定の配慮を行っています。

また、間接的ではありますが、本町では、子育て支援事業や高齢者等への各種の支援事業を実施し、子供から高齢者まで、きめ細かく支えてきたところです。

今後におきましても、支援が必要な方に対する施策につきましては、検討していきたいと考えていますので、現在の情勢としては、相次ぐ値上げの中、大変な時期での税率改正となりますが、御理解をいただきたいというふうに考えております。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

とりわけ、いろいろ生活困ってる人に対する対策をね、今後考えていきたいというお話でしたから、ぜひ、その具体化を図っていただければと。

また、お互い具体的に論議する必要があるかなというふうに思います。

2点目の質問に入ります。

別海町における国保税には均等割があり、家族が増えるにつれ医療保険分で3万円、後期高齢者支援分で7,000円、計3万7,000円の負担が増えることになります。現在、国の制度で未就学児の均等割が半額になっていますが、なお、子育て世帯にとっては重い負担となっています。国保に関する町民負担を可能な限り少なくし、子育てをよりやりやすくする施策として、18歳以下の均等割をなくすべきだと考えますが、町長の見解をお聞かせください。

○福祉部長（今野健一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） こちらにつきましては、私の方から回答させていただきます。

均等割につきましては、先ほども申し上げましたとおり、税率改正の検討の中で、現行の税率よりも下げ、子育て世代や低所得者層に一定の配慮したところですが、独自施策として、18歳以下という特定の対象者に対し、あらかじめ画一的な基準を設けて軽減することは、今後、全道統一保険税率の施行が予定されていることから、難しいものというふうには考えております。

また、国の見解としましても、公平な保険税率を設定することが必要であり、国の基準を超えて特定の対象者に対し、独自に一律の保険税軽減を条例で定めることはできないというふうにされているところです。

以上です。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 条例改正についての提案の中でね、細かい数字が出ておりますので、確かに見ますとね、均等割については削減をし、できるだけ子育て世代の負担が軽減されるようにというような配慮はわかるんですが、ただ均等割については、3万7,000円が3万円になると7,000の減なんだけど、でも全体的に見るとね、今回の改正については、負担標準の中間世帯で10万円近い引き上げっていうふうになるわけですから、結果としてね、非常に大きな負担になると、負担が増えるというその点での、激変だと。

非常に負担が重くなるっていうことについての認識はね、持っておられると思うんですけども、そこで何とか負担を軽減するという事で、私は具体的にこういうことで提案したんだけど、できないというお話でしたので、段階的にすることはもう無理なのかと。

それから、国は未就学児均等割を半額としてますよね。

それを、例えば小学生までを、小学生以下ですね、6年生以下の均等割を半額にするとかね、そういう段階的な措置をとられないのかどうか。

それも無理なのか、そこらについて伺います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） 私の方からお答えしたいと思います。

少し中村議員わかって質問されていると思いますけれども、あえてお聞きになるので、私もあえてお答えいたしたいと思うんですけどね。

まず、国保税の負担の原則というのは、応能と応益ということであります。

応能というのは、能力がある方の負担。

したがって、所得や資産のある方には、それなりに負担をしていただきますよ。

応益というのは、利益を受ける方の負担ということですので、人数や世帯に応じて負担をしていただきます。

冒頭の質問で、別海町における国保税には均等割がありますがっていう質問ありますけどね、私が知ってる範囲では、全部の市町村で均等割あるんですね。

あたかも別海町だけがあるかのように、そういう思想の仕方はいかなものかなっていうふうに思いますけれども、家族が増えると、当然、均等割の人数が増えますから、重くなるっていうのはおっしゃるとおりでございます。

そのことにつきましては、先ほど福祉部長が申し上げたとおり、今回の改正の中でも随分配慮したつもりですということでもありますけどね。

今まで3万円のところを2万2,000円ということですので、5人家族であれば4人分が8,000円ずつ軽減されるということになりますから、その部分だけで言うと3万2,000円減額になるということでもあります。

それで、今回の税率改正は、不足分をですね、道が示している標準税率まで上げようという改正ではありません。

もし、そこまで上げるのであれば、先ほど言った均等割も下げることはできないんですね。

町が独自の判断として、令和12年度までに段階的に様子を見ながら、基金も少し残っているんで、それも活用しながら税率改正をしていきたいということでもあります。

ですから、今回、全体で7,000万円ほどの増収を見込むということですが、それで全く今後見直しが一切必要ないかって言ったら、そうではありませんということ

す。

先ほどの質問にありましたけども、段階的に改正ができないのかということですが、段階的に改正をしていきたいということで、今回の改正はですね、とりあえず、3年間ぐらいは基金を取り崩しながらも税率改正をしないでいけるだけの改正をしたいと。

3年程度たった時にですね、もう一度改正が必要になるかもしれません。

さらに、令和12年度までには、もう1回必要になるかもしれません。

ということですね、町民の皆さんも大変な時期に申しわけない思いはあるんですが、福祉部長が言ったように、今ここで改正をしておかないとどっかでまた大きな負担を求めざるを得なくなるということでもあります。

あと、未就学の子供たちについては、今、国の制度もありまして半額ということでもありますけれども、これは当然国の方から補填されますのでね。

ですから、町はそのことを受けとめておりますけれども、小学生までやるとなれば、それは町が独自で負担をするということになりますので、それをですね、どこにそれでは、中村議員は減収になる分をどこに求めたらいいって言うのかですね、あわせて提案をしてくれないとですね、ちょっと答えようがないんですね。

18歳以下の均等割をなくした場合に、その減収になる分はどちらへ負担を求めたらいいでしょうか。

それはちょっと、全く町にしてみたら補填もされませんので、そのことは大変難しいということでもあります。

○13番（中村忠士君） 議長。

○議長（西原 浩君） 13番中村議員。

○13番（中村忠士君） はい。

時間になりました。

3番目の質問であります。

○議長（西原 浩君） 中村議員、もう時間がないので。

質問に答弁が得られる時間がないので。

○13番（中村忠士君） はい。

これについてはですね、瀧川議員も同じ質問しますので、そこで答弁をいただければと思います。

ちょうど時間でございますので、終わりたいと思います。

○議長（西原 浩君） 以上で、13番中村忠士議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後1時15分 休憩

午後1時18分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、5番外山浩司議員、質問者席にお着き願います。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

「別海高等学校における今後の間口と魅力づくりについて」。

1月25日に、北海道教育委員会から令和5年度の公立高等学校の当初出願状況が発表になりました。少子化の影響で全日制の平均倍率は0.98倍で4年連続で1倍を下回りました。

別海高等学校普通科は、120名に対して67名、酪農経営科は40名に対して12名の出願でした。

2月13日には、出願変更状況が発表になりましたが、別海高等学校は変更が無く普通科67名、酪農経営科12名のままでした。普通科は、81名を割っていますので3間口から2間口編成になる可能性が強まりました。3月の入学試験後に第2次募集が残っていますが、14名以上の生徒獲得はハードルが高いと思われます。

別海高等学校は、平成26年から3年間、普通科が2間口になりました。このため、教員定数が1間口2名の減少で計6名減となりました。それにより、教員1人当たりの受け持ち時数の増加、部活動顧問の減、夏・冬休み中の進学学習会の縮小など教育課程編成で問題が生じたそうですが、工夫しながら職員一同で乗り越えてきたそうです。

この間、町としても3間口復活・維持のためにバス通学費の全額助成、部活動遠征費補助、寄宿舎施設等の利用費助成、タブレット購入費助成等と支援を広げ成果を上げてきました。保護者からも「ありがたい、大変助かっている。」など感謝の言葉を耳にしております。

一方、少子化の影響により、根室管内の高等学校の状況では、令和元年に根室高等学校と根室西高等学校が統合になり1学級減。令和2年に羅臼高等学校、令和4年に標津高等学校も地域連携特例校の指定を受け、普通科1学年1間口での存続で、支援策を展開しながら地域の高等学校、わが町の高校として存続を進めています。

また、別海町の児童生徒数の推移では、現在の中学2年生が150人台、1年生が160人台ですが、小学校6年生が130人台、5年生が140人台、4年生が110人台、3年生が130人台、2年生が100人台、1年生が120人台と減少しています。この数字には、特別支援学級在籍児童生徒11人～27人を含んでおります。

さらに、令和5年1月現在の住民の人口調べでは、0歳児が88人、1歳児が91人、2歳児90人で100名を割り、3歳児109人、4歳児102名で現在の中学生より40人～50人の子供が減少しています。

このような児童生徒の減少から今後、別海高等学校が普通科3間口と酪農経営科1間口の4間口維持は、厳しい状況になると推測されます。

今後の間口問題と魅力づくりについて、以下の質問をいたします。

1点目、過去2年間の他町における地元進学率は、羅臼町中学校が令和3年度22%、令和4年度49%でした。標津町が25%、38%、中標津町が74%、74%でした。

別海高校へ進学した過去2年間の普通科、酪農経営科別と全体の地元出身者の割合についてお聞きいたします。

○教育部次長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） それではお答えいたします。

別海高校へ進学した過去2年間の普通科と酪農経営科別と全体の地元出身者割合についてお答えいたします。

令和3年度の町内中学卒業者数138名の内、普通科の入学割合は81名で58.7

0%、酪農経営科は5名で3.62%、全体では86名で62.32%となっています。

令和4年度の町内中学卒業生数154名の内、普通科の入学割合は83名で53.90%、酪農経営科は5名で3.25%、全体では88名で57.14%となっており、普通科・酪農経営科ともに入学割合は年々減少傾向にあります。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

この2年間で大体62%、57%ということで、今年も新聞のやつを計算すると大体55%前後ぐらいということになるかと思うんですが、別海高校もかつてはですね、古いですけど23年頃には、57%で8%で65%に達した年もあったんですが、大体その今のような50%ぐらいということで、他町でもやはり羅臼とか標津がこの数値でしたけれども、10%や20%と年によって大きくこう変わるということは、そういう傾向があります。

それで今の、次長からの回答の中で気になったのが、酪農の生徒がこの2年間こう5名ずつと、今年は12名いますけれども、酪農経営科ということで、かつてはそんなに多くはないけど10数名ずついたかと思うんですね。

今回、これに至った、5%ということなんですが、分析等していればですね、なぜこのように減ってしまったのかと。

ただ、今回、自分学校周った時に、やはり別海高校に牛がいないので、中標津農業に行って、そして牛の勉強をすると。

そして、即高校卒業したら、家の手伝いをするんだと。

酪農研修牧場とかいろいろあるんですが、やはり牛のことも原因に上げていたところがあったんですが、こんなに落ち込んでいるということなんですが、何か分析したものがあればお願いします。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） お答えいたします。

今の御質問ですけれども、特にですね、例えば酪農経営科に入った生徒さんですとか、そういった本人また家庭含めてですね、細かい聞き取りだとか行ったり、それらを分析するというようなところまでは至ってはいないんですけれども、あくまで推測なるんですけれども、やはり高校まではですね、例えば普通科であったり、そういったところを出て、さらに大学等へ進学する際にですね、そういった酪農に関する大学なりに行くというようなことも今の時代の中ではですね、そういった考え方もあるのではなかろうかというふうにはちょっと考えてはいるところです。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

今のでわかりました。

推測ということですけども、そのようなことではないかと自分でも感じております。

続いて、第2点目です。

寄宿舎ができ5年間が経過します。

今までの利用者の町内出身者数と地域及び町外出身者数と町名についてお聞きします。

○教育部次長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） お答えいたします。

別海高等学校生徒用寄宿施設プラザハウスにつきましては、平成30年4月から生徒を受け入れ始めました。過去5年間の入居者の町内出身者数と地域及び町外出身者と町名についてですが、平成30年度から令和4年度までの町内出身者数は延べ31名で、西春別、奥行、上春別、中春別、美原、西春別駅前、上風連の7地区から入居しております。

また、町外出身者数は同じく5年間で延べ39名となっており、根室市、中標津町、標津町、羅臼町、釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町の8市町から入居しています。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

やはり成果が出てると思うんですね。

31名、39名ということで70名ですし、町外出身者の方が多いということで、根室市ははじめですね、釧路、浜中ということで、補助率もそこそこしていますが、それなりの結果が出て大変いいことだなと思います。

ただ、満室になればそれにこしたことはないんですが、それでもこの十分の成果をを上げていると思いますし、今年、聞くところによりますと野球関係で石狩管内、札幌方面から複数名が来るということですので、さらにこの寄宿舎の活用というのが広がっていくのかなと感じています。

続いて、3点目です。

高校入学時には、制服代、教科書代、ジャージ代など、多くの費用が掛かります。標津町では支援策として、購入補助をしており、令和5年度は2倍に増額しました。

本町でも、別海高校へ進学するための支援策として、入学時の支援についての検討をするべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○教育部次長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） お答えいたします。

町では、別海高等学校の魅力ある学校づくりや生徒数確保を目的に、バス通学費の助成、部活動遠征費補助、部活動バスの無償運行、タブレット購入助成、寄宿施設設置、利用者助成をはじめ、これまで様々な高等学校支援施策を実施しています。令和3年度では、コロナ禍の影響もある中においても約4,700万円の支援事業を行っています。

制服代、教科書代、ジャージ代などの補助は、特に保護者にとっては魅力的なものと考えますが、地元の中学生や他市町村の中学生が、別海高校に魅力を感じて選択してもらうための支援の在り方については、現在行っている支援等も含めて、継続的に検討していく必要があると考えております。

このことから、令和5年度に支援事業に対するニーズを的確に把握するため、また、限られた予算の中で効率的な支援を実施するため、生徒や保護者等を対象に、アンケート調査の実施を予定しており、このアンケート結果を今後の支援事業の見直しに生かしてい

たいと考えております。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

令和3年に4,700万ということで、自分議員なってからもですね、1,000万台からどんどんどんどんと上がっていった、今年度は5,300万ぐらいかな。

5,370万ほどの支援ということに、5,280万円ですね、の補助になってるかと思うんですけど、今の回答の中で限られた予算を効率的にということとそのとおりだと思うんですね。

ただ、町民の保護者の中には勘違いというか、郡部から来ている人達にはバス代の補助があるのと。

私達には何もないと。

それで、何かないかなってという声があるんですね。

いや、お母さんというかね、そうするためにはそれぞれお金がかかるわけですからということで、その平等に立つ上での補助なんですって話をしてもですね、やっぱり首をかしげる保護者が中にはいるということで、統一したものであるということで、今後、アンケート調査をしてってということで取り組むということでしたので、支援の考え方もいろいろあるかと思うんですね。

どんどんあげればいいのかというふうに自分は思いませんし、目の前にニンジンをつぶさげるといって、もうここまで来てはないと思うんです。

ただ、今、次長の方からやっぱり魅力づくりということのための一つ、高校のあり方ということになるかと思うんですね。

それで、アンケート調査をしてですね、有効に使うということをお願いしていきたいと思います。

続いて5番の質問です。

4番。

今までの多くの支援内容は、教育委員会の配慮や高校・保護者の声の主だったと思われます。高校生から直接、意見や要望を聞く機会としては、べつかい子ども未来会議、高校生（令和4年1月）がありましたが、少なかったと思われます。

教育長をはじめ、部長・課長など教育委員会職員が、高校生や中学生から直接、意見や要望を聞き、今後の別海高校や生徒に関する支援等の参考にしていける機会が持てないかお聞きします。

○教育部次長（宮本栄一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部次長。

○教育部次長（宮本栄一君） お答えいたします。

別海高等学校支援事業につきましては、町を挙げての施策であることから、教育委員会に限らず町として意見を聞くことが必要と考えております。

令和元年度から3年度に実施したべつかい子ども未来議会では、小・中学生や高校生の様々な意見要望を聞く機会となったことから、今後も機会を設けその時代にあった意見要望を聞き取り、町の施策に反映させていきたいと考えております。

また、先ほどの答弁と重複しますが、来年度実施を検討しているアンケートにつきましては、町内高校生、中学生も対象とする予定であることから、中・高校生の意見を聞く機

会になると考えております。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

町を挙げての施策ということで、意見を聞くこと大事ですよ。

以前行った、子ども未来議会も実施していきますよ。

しかし、3番目のアンケートをとるので、そのことが子供の声を聞くことになるので、今、自分が言っていたのは、直接です。

体育館かどこかで機会があって、教育長が直接、職員が直接こう意見交換をするということについては、これは行わないということになるんですか。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） ただいま次長の方が申し上げたのは、やらないとは言っていないので。

一つの方法論としてですね、これまで、議員から御質問がありましたとおり、未来議会については、小・中・高と実施してきたと。

今後のことも、声高らかにやりますと言ったわけではないんですけれども、必要に応じてですね、未来議会であったり、また、外山議員から提案があったようなそういった意見を聞く場合ですね、具体的にいつやりますとか、来年やります再来年やりますということを、今、この場では申し上げませんが、大事なことだというふうに理解しておりますので、そこに、今、提案のあったことに限らず、広い意味でですね、そういった意見を聞く場、そういったものは設けていきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

広い意味では行っていることですが、今後ですね、期待して。

やはり、アンケートも一つの方法なんですけど、やはりアンケートではわからないですね、直接顔を見て、顔を見るということが何でもですね、大事なかなと思います。

しばらくコロナ禍でですね、行動できなかったんですけども、今度収まりましたですね、ぜひ、行政側と中学生・高校生、その直接の中でいろいろな要求を汲み取って、支援等に活かしていただければありがたいと思います。

次の質問は、地元進学率を上げることが、普通科3間口、酪農経営科1間口維持には不可欠です。

そのためには、小学生・中学生に別海高校について知ってもらい、良さを見つけてもらうことも大切です。

また、産業祭等の社会参加を通じて町民に別海高校の魅力などを理解してもらうことも必要です。

コミュニティースクール（学校運営協議会制度）が展開されていますが、高校生と小・中学生との交流や連携、社会参加等についてお聞きします。

○学校教育課長（池田卓也君） 議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） 私の方からお答えさせていただきます。

町内の各学校区では、令和3年度から全8学校区でコミュニティスクールが本格実施しており、各地域で特色を活かした取組を充実させ、地域一丸となって子供を育てる地域づくりを推進しています。

中央学校区においては、別海高校の先生も構成員となり、学校の在り方についての協議に参画し、防災訓練を小中学校と高校が一体的に取り組むなど、交流、連携を図っています。

高校生の社会参加という点では、産業祭やパイロットマラソンのボランティアなど、地域のイベントに別海高校の生徒が積極的に参加しております。

また、産業祭や地域イベント会場では、酪農経営科生徒が育て上げた花の販売も行っております。

さらに、教育委員会の事業では、中・高校生で組織し活動しているジュニアリーダー組織翼が地元事業所の協力を受けて考案した弁当の販売に取り組み、また、本町の魅力を伝える魅力化ツアーを実施し、昨年、町が行った生涯学習センターみなくるの落成記念式典の場で広く成果を公表するなどの活動を行っています。

このように、小・中・高の交流や連携、高校生による地域に根差した活動が行われております。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

今、課長の方からありましたけども、それ以外にもとにかくここ2、3年ですね、別海高校については、社会参加、子供たちの連携っていうんですか。

聞いて回ったら、今年、高校から小学校、中学校にミニ教育実習ということで、1年生、2年生がですね、母校に行って2日間程度でしたけれども、自分の知っていることを後輩に教えてきてるとか、従来行われてきた夏休み冬休みの学習の補助ですね。

今ありましたこの翼もですね、活躍しているというのも聞いています。

それで、今回、保護者にも聞いて周ったりとかでいろいろ聞いたんですけど、多くの保護者が別海高校、本当頑張ってます、すばらしいですねっていうことで声だったんですね。

それを、その魅力をですね、やはりこう伝え切れてないんでないかと。

せっかくいろんなことやっているのに、PR、小学校、中学校にですね、PRという点でですね、その辺りがちょっと物足りないところもあるということなんですが、PRについては、どのように考え持ってるかお聞かせください。

高校の良さをですね、伝えるPRについていかがでしょうか。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） 今の高校の取組、これが十分に伝わってはいないんでないかと、非常にいい取組をしてるのに、そこが町民またその周りにうまく伝わってないんでないかなっていう御指摘なのかなというふうに思いますけれども、議員おっしゃる側面といいますか、そういったところ確かにあるのかなということは教育委員会としても少し感じております。

教育委員会といいますか、別海高等学校教育振興会っていう組織がありまして、その中

でもですね、高校の取組を紹介したり、そういった機会なんかも設けてはいるんですけども、年に一、二回程度の紹介にとどまっているというようなこともあってですね、加えて、高校も「別高NOW!!!」っていう機関誌といいますか、そういったものも発行してですね、各学校等に含まれて配られているのかな、教育委員会の方には発行されるたびに届いてるんですけども、そういったせっかくいい情報発信なんかもしてるんですよ。

それが、なかなか町民の目にとまらないっていうのもあるのかなというふうに考えております。

また、各中学校に対しては、酪農経営科の活動をといいますか、そういったものは割と届いてるんですけども、どちらかというと普通科の情報が十分に伝わっていないというような御意見も各学校等通じて聞いております。

ですから、そういった意味では、教育委員会としてもですね、高校と一緒にってそういった情報発信、できるような何か方法もちょっと弱いと思ってましたので、その辺については、次年度以降考えていきたいなというふうに考えております。

一つの例として、別海高校の方からも、今、広報べつかいのそういったスペースを通じて何らかの情報発信、そういったものを発信できないかというような相談もいただいておりますので、そういったことも含めてですね、何か取組を早急に考えていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

ぜひ、その方向ですね、今、SNSですか、そういう一つの機器もありますので、それなんかも使って中学生ですね、そのすばらしさが浸透していけばいいと思います。

ただ、今回聞いてですね、ある中学校が笑い話じゃないんですけど、高校から電話がかかってくるといったら、誰々が問題を起こしたということで困ってるんだと。

そういうことは今まで、たばこ吸ただとか物を壊したとかという、悪いことしか連絡こなかったのに、今回はいいことをしてこういう生徒だったんですよということで一校だけだったんだけどね。

そういう連携っていうんですか、連絡もあったということで、今まではなくてですね、中学校といろいろこうやってきてることによって、中学校と高校との交流連携っていうのがね、少しずつ芽生え始めていますので、今、部長の回答にあったようにですね、それをさらにこう広げていくという手だてが大事かなというふうに思います。

それでは、最後の質問、6番目です。

魅力ある別海高等学校をさらに目指し、地域に密着した特色ある高校づくりのために、別海高等学校魅力アップ推進チーム（仮称）を組織して、町内小・中・高のPTAが中心となり、保護者の視点から、今以上、行きたくなる、行かせたくなる別海高等学校を目指す仕組みができないかお聞きします。

○教育部長（山田一志君） 議長。

○議長（西原 浩君） 教育部長。

○教育部長（山田一志君） お答えします。

町では、別海高等学校の振興発展及び優秀な人材や地域の担い手育成を目的としまし

て、別海高等学校教育振興会を組織して、普通科3間口・酪農経営科の生徒確保のために魅力ある学校づくりの取組を進めてきております。

また、別海高校の魅力を高めるためには、学校みずからも様々な取組を積極的に行うことが必要だというふうにも考えております。

令和4年度には、町内の中学校卒業生が減少傾向にある現状を踏まえ、別海高校と別海高等学校教育振興会が協働しまして、別海高校のあるべき姿について話し合い、子供たちにとって魅力ある学校づくりを目的として、別海高等学校の未来を考える会、これが発足しておりまして、その中で、現在、アンケート調査等を実施して調査・分析をしているところであります。

このように、今年度新たに各関係者で構成する組織も立ち上げられましたので、これら既存の組織と一層連携を深めながら、魅力ある学校づくりを目的に別海高等学校の支援を図ってまいりたいというふうにも考えております。

以上です。

○5番（外山浩司君） はい。

○議長（西原 浩君） 5番外山議員。

○5番（外山浩司君） はい。

その今、新しい組織として、別海高校の未来を考える会ということが、できたということとを自分知らなかったんですね。

今回、周ってですね、できてたというのがわかってですね、やはり魅力をつくるということで、今、部長の中で別海高校自らも積極的にということですね、ありましたので、自分達にしてみると教育振興会という組織があるのに、そしてこのダブルのかなと思ったんですけども、保護者、PTAの役員ていうのは大事ななって普段から思っていたんですけども、その構成にも入っているということですね。

この両輪となってですね、魅力づくりのために進めていってほしいなというふうに思います。

最後になりますが、町内の児童生徒数の数を書いてきましたが、根室学区、管内的には、あと3年後には100人減るんですね。

8年後には、さらに100人減って、現在200名がこの根室管内の学区から子供たちがいなくなるということは、単純に40人学級にしたら、5クラス近くがこの根室管内の間口から減っていってしまうということですね。

今、部長からありましたけれども、それを見据えた中で魅力化を進めてですね、間口を維持進めるんだけれども、絶対的に絶対数がですね、足りなくなるという現状を見据えながらですね、別海町教育委員会としてですね、今後の別海高校の在り方について、検討していただきたいということを申し添えて、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（西原 浩君） 以上で、5番外山浩司議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 1時54分 休憩

午後 2時02分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に、14番佐藤初雄議員、質問者席にお着き願います。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） それでは通告に従いまして質問いたします。

第1点目は、「酪農畜産農家の崩壊は別海町の大危機」だというタイトルでもって質問をさせていただきたいと思います。

不毛の地と言われました根釧原野、でっかい村、やっかい村と俞やされたべつかい村に機械開墾による根釧パイロットファーム事業、構造改善事業、新酪農村建設事業、近年は、TPPに係る畜産クラスター事業等々、国策による事業導入で我が別海町は、日本一の酪農地帯となりました。

昨年は、別海町町制施行50周年の節目の年でもあり、偉大な先駆者の尊い功勞に対し、深甚なる感謝の誠を捧げ、さらに未来へ向かって限らない発展と幸せを希求する年でもありました。

しかし、新型コロナウイルス、ウクライナ情勢、円安の進行等、エネルギー、食糧事情が一変し、飼料、肥料、燃油等の生産資材高騰また、子牛、乳牛の個体販売価格の低迷等、過去に経験したことない異常な状況下、非常事態であります。

町、道、国が果たす役割が最重要、早急性が求められております。

そこで、酪農、畜産農家の状況についての支援対策、対応をお聞きいたします。

一つ目、町が令和4年度に取り組んできた対策及び令和5年度の対策の見込みはどのような状況かお聞きをいたします。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） お答えします。

本年度は、物価高騰に伴う負担軽減策として、町民及び全事業者を対象とした水道料金1か月分の減免を実施したところですが、酪農・畜産業については、生産資材の高騰や個体販売価格の下落など、酪農情勢の悪化に伴う影響が大きかったことから、即効性のある施策として営農用・牧場用の水道料金に限り、3か月分の減免へと拡充し実施したところ です。

本取組については、大変好評であったとの声が町に届いていたことから、効果のある対策であったと考えております。

また、牛乳乳製品消費拡大の一環として実施しました1DAY1MILKプロジェクトも、多くの方や自治体がSNSを通じ参加・協力され、動画の総再生回数も10万回を超えるなど大きな効果があったと考えております。

次年度の対策は、現時点では不透明な部分もありますが、今後の酪農情勢を踏まえ、国及び道が実施する対策の動向を注視しながら、引き続き、必要な対策を講じたいというふうに考えております。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） はい。

ただいま、説明がございましたように、私もJAの方の北海道本部っていうかそちらの方から、水道の絡みですけども、先ほども午前中も横田議員さんの方の答弁がありました

ようですけれども、いずれにしても、非常に別海町は早かったよっていう電話っていうか、そういう情報をいただいております、その部分は大変スピード感があってよかったなと思っております。

そういった中ですね、今後いろいろ検討するということですが、対策の中で他に触れてない部分なんですけど、ちょっとそれるかもしれませんが、別海の議会として請願書っていう形で行政に可決、議会でしましてまして、そこら辺のことであれから何カ月かたっていることもそれらも含めて、今後検討、それも含めて思いを持ってやってくってという解釈でいいんですね。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 先ほど、横田議員の御質問にお答えしましたけれども、議会で要請書を採択されました。

だけでも、その議会で私はすでに補正予算を出して、水道料金の減免を出しております。

だから、議会でなぜ対策を打っているのに、また、新たに要請を受けなきゃならんのかなと非常に疑問なところがありました。

即時的な対応策としては、うちの水道料金の減免というのは、一番事務的にも簡単にできるし、実態を把握することも一番できる。

酪農の支援の方策としては、最善の方法であったと私は考えております。

今後につきましては、令和5年度は先ほどもお答えしましたように、まだ予算化しておりませんので、しっかりしたこういう施策を打つということをおっしゃっていませんけれども、20日の日早々に、組合長方との懇談もありますので、そういった中で酪農家の方々の要請も受けとめ、町としてどういう対応していけるかということもしっかり話し合っただけで対応を進めていきたいと考えております。

御理解よろしくをお願いします。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） 今、ただいま、町長から前向きに検討を進めていくということでございますので、次に移らしていただきたいと思います。

令和4年の離農・休農ですね、戸数。

それと、理由、主だった理由をお聞きしたいなと、お知らせをいただきたいと思います。

○農政課長（小野武史君） 議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） お答えします。

離農状況については、北海道の公表に合わせ、例年2月1日から翌年1月31日までの期間で集計していることから、令和4年2月1日から本年1月31日の期間でお答えいたします。

離農戸数が22戸で、休農はありません。22戸の離農理由ですが、後継者不足が14戸、将来不安が3戸、営農不振が4戸、経営者死亡による離農が1戸となっております。

また、本年2月1日から3月1日までの期間における離農はありません。

なお、離農戸数については、前年と比べ5戸増加となっております。

以上です。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） はい。

今、説明がありましたように、22戸っていうのは過去に1年間のトータルの中では、珍しいぐらいな。

その中でですね、私も調べました。

平成24年から令和3年の一昨年までなのかな。

この間で、200戸やめてるんですね。

大方が後継者なし、あるいは高齢者、高齢化ですね、そういったことで営農不振っていうのは、10戸ぐらいなんですよ。

そして、200戸のうち、新規就農がありますんで33戸ほど、それ引くとトータルでは167戸。

まあ、ならせば大体16戸か17戸ぐらいになるんですね。

そして、1番私がやっぱり気にしている今回の22戸の中では、やはり、この後継者不足、高齢化も大事なんですけれども、やはり将来の経営も含めた1年間の経営不振ですね。

ここの戸数が増えてきたということですね。

これが、非常に私は心配をしております、私だけで皆さん同じだと思いますけど、そういったことで、これを次の質問に。

回答はよろしいです。

はい。

○議長（西原 浩君） どうぞ、続けて。

○14番（佐藤初雄君） はい。

それでは、3番に通告している町全体で波及する影響の状況をどのように捉えているかということで、まず、私の方でちょっと調査したっていったものが若干ありますんで、ちょっとお時間をいただきたいと思います。

○議長（西原 浩君） 佐藤議員、ちょっと通告通り質問続けてください。

○14番（佐藤初雄君） はい。

町全体に波及する影響の状況をどのように捉えているかお伺いいたしますということでよろしいですか。

○議長（西原 浩君） よろしいです。

それで一回止めてください。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） 町に波及する影響ということで、お答えさせていただきたいと思います。

酪農は本町の重要な基幹産業でございまして、町内には関連する企業、事業所も多くありますので、経済的な部分も含め、町全体へ与える影響は非常に大きいものと認識しているところでございます。

また、現在の酪農情勢から今後、経営悪化や経営不安などによる離農が増え、農家戸数の減少が急激に進んでいった場合、地域コミュニティが存続できなくなるなど、酪農のみならず町の根幹に関わる問題になると考えておりますので、引き続き、関係機関と連携しながら必要な対策を講じていく必要があるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） はい。

引き続き、検討していくという答弁でございました。

私もこれも調査したことをちょっと述べさせていただきたいと思います。

令和2年には、622戸の町内の酪農家がおりました。

令和3年に607戸、令和4年は先ほど言いましたように、22戸の離脱者がということで、現在585戸ですか、3年間で37戸の離脱ということですね。

これは、本当に状況が状況だけに大変な状況だと思っており、これは私だけでなく皆さんも同じと思います。

それで、私もいろんなとこ歩きまして、大きな部分だけを聞いた部分をちょっと発表してみたいと思います。

一つはですね、酪農畜産に関わる関係事業者、各関係者、これら多数の方がおりまして、影響は計り知れませんねという中で、親から引き継いで赤字経営は初めてだったと。

そして、どういうことをしたんですかって言ったら、貯金とか蓄えのあるものを入れてまして、とりあえずは組勘、まあ4年度の話でね、ゼロにしたけど、来年も同じような物価高騰、そういうことがあったらやめるという話をされました。

もう一つはですね、大型施設投資中でこの酪農情勢になり、来年度の経営収支、来年も変わらないと思って、もう銀行から何億円の経営運転資金を借入れして準備をしましたっていう方もおられました。

それから、施設設備のため資金申込み中で、順番が来なくてイライラしていたところ、酪農情勢が大変になり、借入れをせず、設備をしなくてよかったが、今は来年に向けて、休農も検討中だったという方もおられます。

それから、この情勢であれば、後継者に引き継がせずやめるという方もおりました。

それから、まだ足元の明るいうちにやめる方向で検討中だという方もおりました。

それから、自己責任だから、自己判断で傷があまり深くないうちに早目にやめると仲間達と話し合いしてるんだという話も聞かされました。

そこでですね、私は、事業継続の意向とか、それから、経営の状況などJAと相談し調査する必要も、さっきの答弁にはありましたけれども、必要があるのかなと。

やはり、日本一の酪農の町、いろんな状況はありますけれども、町全体が情報を共有して、支援対策を道とか国に提起していく。

これは、おそらく先ほどの町長の答弁の中にも含まれているのかなとは思いますが、いずれにしても、この2月現在の話以上に恐らく酪農情勢がこのままいったら足元の明るい、まあ若干余裕のある人がやめるということになりますとね、これはとんでもない状況になっていくと私は危惧してるんですね。

その辺、もしありますれば、お伺いをいたしたいと思いますけど。

○議長（西原 浩君） 町全体への波及する影響についての考え方を聞きたいっていうことでもいいですか。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） それは、先ほど産業振興部長が答弁してるんですけどもね。まずは、再質問ということで。

○産業振興部長（門脇芳則君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部長。

○産業振興部長（門脇芳則君） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりですね、非常に非常事態だというふうに町としても捉えておりましてですね、昨年から対策を打ってきたところでございます。

新年度もですね、町長先ほど申し上げたようにですね、農協等としっかりと協議した中で取組が必要だというふうに認識しておりますが、昨年11月から乳価の方ですね、飲料乳の方10円アップされております。

4月からはですね、全体として加工原料乳の方もですね、10円程度上がるということで、1戸当たりですね、7、800万円の増収になるんじゃないかというふうには考えておりますが、この対策も重要なんです、国の支援だけじゃなくて、国に続いてですね、道それから各自治体関係機関の支援も当然必要だというふうに考えております。

大切なのはですね、酪農家さんが、今後も経営を続けていくということですね、しっかりとそれを町とか自治体とかですね、国が支えていくという姿勢を見せることが、大変重要だというふうに思っておりますので、当然、国への要請はですね、いろんな機関を通じてやる必要があると考えておりますし、町としてもですね、できる限りの支援策、農家をですね、助けるんだというようなシグナルを絶対必要だというふうに考えておりますので、今後、新年度の中でですね、そういう取組をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） はい。

次に移ります。

オール別海で中央要請の実施など、行政、議会、各関係団体など、横の連携と町民の総力戦で危機を突破すべきと考えますが、町長の見解を伺いますということですね。

ちょっとその前に、去年は町制・・・

○議長（西原 浩君） 佐藤議員。

通告どおり行っていただいて、通告どおりに答弁もらいます。

まだ聞きたかったら、再質問で答弁に対して質問をしてください。

通告どおりの最初の質問で答弁を求めます。

町長。

○町長（曾根興三君） 佐藤議員のとおり、今は、別海町の主要産業である酪農にとっては、大変な時期にあるということは、皆さん共通の認識を持っているというふうに考えております。

国、道に対して、町全体で要請活動が必要でないかというお話でしたけれども、うちの町全体が酪農で成り立っているという趣旨からすれば、やはりいろいろな方々が、その要請活動に加わってくださるということは大変有効なことだというふうには考えております。

ただ、別海町だけでなく、私は、全道の首長方の会議の中でも、町村会とかその他酪農振興対策協議会というような首長方の会がありますけれども、そういった中でも要請活動しております。

しかし、その要請も大変だ大変だ何とかしてくれというのでは、言われた方も困ると。

やはり、地元としては、酪農危機をどういった施策をすることによって、我々も頑張っ

て継続をしていきたいと。

そういうような具体的な施策をしっかりと訴えていくことが、別海町にとっても大切なことだと。

また、要請に対しても、そういう具体的な施策を打ち上げていくことは、相手にとってもしっかりと受けとめてもらえる重要な要素であるというにも考えております。

そういった意味では、農協の組合長その他いろいろな酪農の別海町内の関係団体から、しっかりと御意見をお伺いし、今の別海町酪農にとって、どういう施策が一番必要なのかということを見定め、そして、それをしっかりと道、国に訴えていくようなそういう活動は、皆さんと一緒にやっていきたいというに考えております。

御理解よろしくをお願いします。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） はい。

今、町長も言って、力強い返答いただきました。

私も思うんですけど、やはり、この逃げるんではないですけど、国策に沿って、別海町がある面優等生と言われるぐらい真面目にやってきた結果が日本一なったり、いろいろな形なんで、その裏を返す、それはいい面ですけども、悪い面というかマイナスの面は、今、先ほどから私が申したような点が出てきているわけですね。

これもやはり、よその町村にはない部分も別海町の課題というか、何かでてくるのかなと思うんで、そこにはまた、先ほど言ったように、JAあるいは関係団体とよく詰めてですね、そして、中央に行つて具体的な提言をしていただければなと思いますんで、よろしくをお願いしたいと思います。

○議長（西原 浩君） 1問目終わりですか。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） それでは、2問目に入ってください。

○14番（佐藤初雄君） それでは、食料安全保障。

不測の事態に国民の命を守ることは、国内の食料・農業を守ることこそが、安全保障だと考えます。

日本の食料自給率は、1989年に50%を割り、現在は38%で先進国で一番低い国であり、世界で最初に飢える国は日本であるとも言われています。

十分な食料を確保するだけでなく、安心・安全な食料生産と供給をすることです。

政府は、2020年に食料・農業・農村基本計画を策定し、2030年に食料自給率の目標を45%に定めました。

北海道は、自給率216%、別海町は生乳生産50万トン突破で、今や日本の食料供給基地でもあります。また、農業の環境、文化、食の大切さなど、多岐にわたり付加価値もあり、これを含めまして、文部科学省との連携も大切だと考えております。

そこで、以下について質問いたします。

一つ目、幼・保・小・中・高校での、酪農畜産に対する授業等の取組の状況についてお伺いをいたします。

○学校教育課長（池田卓也君） 議長。

○議長（西原 浩君） 学校教育課長。

○学校教育課長（池田卓也君） お答えします。

酪農畜産に関する授業等の取組として、幼稚園や保育園では、近隣の農家に協力を依頼し、牛に餌を与えるなど牛と触れ合うことにより、地域の産業について知る機会を設けています。

また、JA道東あさひによる出前授業では、アイスクリーム作りや牛の模型を使った乳しぼり体験、牛の形のお菓子作り、乳業公社からの提供により、牛乳パックでの工作体験などを実施しています。

小学校では、町内の女性農業士会が酪農に関わりが少ない小学生を対象に、酪農を知ってもらう出前授業を実施し、牛の出産から生乳が生産されるまでを、カルタや映像で伝える取組を行っており、中学校では、「乳和食」をテーマとして、生徒が主体的にメニューを開発するなどの探求的な学習を展開しています。

また、別海高校普通科では、探求の時間を通して、牛乳消費拡大をテーマに取り上げ、研究しているほか、酪農経営科で研究した結果を公表する発表会に参加しております。

このように、幼稚園や保育園から高校まで、外部組織の協力を得ながら積極的に取り組んでおります。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） 非常にいろいろ幼・保・小・中・高校で取組されております。

やはり、地場産というか、地元の産業に根づいた教育をするということ、お互いにお互いの立場をわかるということで、特に小さい子供さんとか保育所、小学校あたりの方は私もそうですが、小さい時の体験というのが非常に大人になってから生きてくるっていうかね、何かそういうことで非常にこういう交流は大事なので、引き続き、やっていただきたいと思います。

○議長（西原 浩君） そのまま続けて2点目はいってください。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） はい、2番目に質問どうぞ。

○14番（佐藤初雄君）

それでは、酪農研修牧場での、町民及び町外の方々の過去5年間の研修状況についてお伺いをいたします。

○農政課長（小野武史君） 議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） お答えいたします。

酪農研修牧場での、過去5年間に入所した研修生の数は、別海町出身が1名、町外出身32名の合計33名で、日々の牧場作業の中で指導員から酪農技術を習得し、年間38回開催している各専門家による座学研修で知識の習得を図っております。

また、新たな担い手を確保できるよう酪農体験も随時受け入れており、過去5年間で128名が酪農体験に訪れております。

なお、町民の受入れにつきましては、町内小学校の社会科見学、別海高校酪農経営科の酪農実習、農業特別専攻科の酪農研修が受入れの主な内容となっています。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） それぞれ研修をやられておりますけど、これも大分前に造られた農漁村加工体験施設あるいは乳製品工場で課題も施設の絡みであるかなとは思いますが

れども、やはり、みんなで自然なものを、それも無農薬という・・・

○議長（西原 浩君） 佐藤議員、研修牧場のことに。

加工施設は次の質問ですので、研修牧場のことで再質問でなかったら（３）に入ってほしいんですけども。

○１４番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） はい、１４番佐藤議員。

○１４番（佐藤初雄君） 失礼しました。

農漁村加工体験施設並びに乳製品加工研修施設の施設利用状況についてお伺いします。

○農政課長（小野武史君） 議長。

○議長（西原 浩君） 農政課長。

○農政課長（小野武史君） それでは、令和３年度の利用状況でお答えします。

農漁村加工体験施設は、利用回数が２３３回、利用人数は９４０人、乳加工体験施設は、利用回数が２０４回、利用人数は４８６人となっております。

以上です。

○１４番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） １４番佐藤議員。

○１４番（佐藤初雄君） ここにあるようにですね、山だけでなく海の幸もいろいろ作って、そして、いろんな形でそこに中に交流というのが出てくるんですよね。

そういった意味では、お互いを知りお互いをわかるということで、非常に大事なことで、さらに利用を高めるような方法をとっていただきたいなと思います。

○議長（西原 浩君） 終わりですか。

○１４番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 次の質問に、（４）に入ってください。

○１４番（佐藤初雄君） はい。

それでは、６次産業化への取組ということでございます。

今、安心・・・

○議長（西原 浩君） 佐藤議員、通告通りでお願いします。

まず、６次産業化への取組状況をお伺いしますということでよろしいですね。

○１４番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） はい。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） お答えします。

本町における６次化の状況については、酪農業と並行して行うには労働負担が大きすぎることから浸透していない状況です。こういった背景には、安定した生産、加工経費の抑制、販路確保と課題が多く存在することも、酪農業における６次化が浸透しない理由だと考えております。

しかし、農業者自らが生産した生乳を原料とする地域発のオリジナリティー溢れる加工や販売は、他地域との差別化が図られることから、町としては、生乳生産量日本一の町としてのブランド力を高めることで、販売活動を後押しできるような施策も今後検討していきたいというふうに考えております。

また、水産業においては、６次化が進むことで新たな地域ビジネスや雇用の創出が期待

されるところですが、水産業は、日々水揚げされる水産物を迅速に流通・加工・冷凍などをする必要があります、流通業者、水産加工業者、小売業者などがそれぞれの役割を分担している産業構造から、6次化は大きく進んでいないのが現状であります。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） ブランド力を高め、雇用の創設もあるというもろもろプラスの面もありましたけど、なかなか厳しいということのようですけども、うちらの方でもですね、やはりあのキロ100円の牛乳を売ってたんでは、これだけ設備投資してたらいずれは行き詰まると。

やはり、付加価値を高める形を何とかしてかないとならない。

だけど、農家で、一農家でやってくるには、なかなか資本もかかるし技術もいる、いろんな先のこともあるということで、なかなか大変だっている話を聞いている。

だけど、必要だっていることもかなりでてきてますんでね、今、なかなか部長の答弁にもありまして難しい面もあるんでしょうけど、やはり、これはやっぱり課題として、やっぱり随時検討はしていく必要があるのかなと私はこう思っておりますですね。

その辺、改めて。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） お答えします。

酪農畜産分野で答えますと、農業農村振興計画の中でも、別海町の農産物の付加価値を高める加工や販売の推進、それから地域ブランドの確立など、べっかいブランドの確立を推進することとしています。

酪農においては、労働環境から6次産業を確立することは難しい側面があると思いますけども、べっかいブランド高付加価値に対する新たに取組については、今後も推進していきたいというふうに考えております。

以上です。

○14番（佐藤初雄君） はい。

○議長（西原 浩君） 14番佐藤議員。

○14番（佐藤初雄君） 前向きな答弁もあるようですんで、今後、期待をして進めていただきたいと思います。

以上で、簡単ですけども終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、14番佐藤初雄議員の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

午後 2時38分 休憩

午後 2時47分 再開

○議長（西原 浩君） 休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

7番木嶋悦寛議員、質問者席にお着き願います。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

○議長（西原 浩君） なお、質問は一問一答方式であります。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

それでは、通告に従いまして質問させていただきます。

本日は、私が12年前に町議会に立期した時に、妻がプレゼントしてくれたネクタイを締めて質問させていただきます。

本日は大きく二つ、質問させていただきます。

最初です。

「アフターコロナにおける中小企業振興による地域創生の取組について」です。

平成21年4月1日に別海町中小企業振興基本条例が当時国内の町村として初の条例制定ということで大変話題を集めました。本年2月2日に開催された北海道中小企業家同友会が主催する同友会大学の講師を務められた京都大学経済学部の岡田知弘名誉教授もその講義の中で別海町の条例制定に関わられたお話をされました。条例研究の場ではいまだに別海町の名が引き合いに出され、当時条例制定に関わっていた企業の代表者らは各地に出向き講演を行っています。

この条例は、理念条例でありその後に策定される具体的な行動指針によって活発な中小企業振興活動に導かれていきます。

本町でも平成25年7月に別海町中小企業振興行動指針（以下＝行動指針とする）が策定され、平成27年4月に一部改正され現在に至っております。

行動指針にのっとったいくつかの対策事業が実際に行われ、恩恵にあずかる多くの事業者があることは周知の事実であります。

令和2年からは新型コロナウイルス感染症の影響で多くの事業者が苦境に立たされてきました。国や道による様々な経済対策により事業継続できた事業者も少なくないと考えます。この先のコロナ対策が感染症分類の移行により、根本的に変わることが予測され、また、昨今の原油高、円安の状況から、本町の経済政策にとっても看過できない重要な局面を迎えるものと考えます。

今一度、中小企業振興に対する基本的な体制を確認し、少子化超高齢化社会、人口減少や人材難、後継者対策を含めた事業承継問題など、さらに困難な時代に向かえるようにする準備が必要であると考えます。

複雑化する地域経済の課題については、産学官金公民など地域が連携して乗り越えなくてはならないと考え、行動指針を中心とした中小企業振興策が地域の実質経済を底上げできるようになくてはなりません。

行動指針の検証と町長の地域創生に対するお考えについて確認したいことから、以下の質問をいたします。

1点目です。

行動指針は別海町中小企業振興協議会から提出された中小企業振興策提言書及び町内経済団体、市民団体等の意見を参考に、町と中小企業者等との協働により中小企業振興指針をまとめたとされています。

行動指針の中では、この別海町中小企業振興協議会や、中小企業者、中小企業関係団体、金融機関、行政、大学などで構成する別海町中小企業振興審議会。中小企業を支援し、産業クラスターの形成の促進等に寄与するコーディネーターとなる中間支援組織を確立するとか、横断的な産業の連携を図るため、各種産業団体と行政からなる産業連携会議の創設を目指すなどとしています。

行動指針を読み解くだけでは、これらの会議体の役割や立ち位置が不明瞭であることか

ら、現在どの会議体が機能しているのか、中小企業振興策がどのように審議されているのかを分かりやすく説明願います。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） はい。

お答えします。

行動指針に記載されている別海町中小企業振興協議会は、行動指針の策定に向けた提言までが協議会の目的となっており、その目的は達成していますので、現在は、この組織は存在しておりません。

別海町中小企業振興審議会については、昨年3月で2年の任期が満了したことから、4月から新たな委員9名を迎えて、10月に審議会を開催し、行動指針の進捗状況や現状課題を共有し、喫緊の課題を協議しております。

コーディネーターとなる中間支援機能としては、産業クラスター研究会が位置づけられておりまして、現在、団体会員、個人会員あわせて、3部門26名で構成し活動されております。

行動指針における産業連携会議については、先ほどの別海町中小企業振興審議会が位置づけられておりまして、前述のとおり、町長の諮問や中小企業の振興に関する事項の調査審議、意見をいただいております。

中小企業振興施策の体制については、町長の附属機関として条例で定める別海町中小企業振興審議会が中小企業振興の最上位機関となりますので、最終的な振興策を審議する組織は、この審議会となります。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

なかなか行動指針は古いものはそのまま残ってるものですから、今、きちんと整理された形でよかったかなというふうに思っております。

別海町中小企業振興審議会が最上位で、現在その中小企業の振興策をそこで審議しているということがよくわかりました。

そこです、産業クラスター研究会という名が出てきたんですが、私も実はその会員になっておりまして、ちょっと自分の認識不足かなと思ったんですが、その中小企業振興策会議の下、下というかですね、全体を中間支援するような部分を担うということになるのかなと。

今の説明の中では、そういうふうを感じたんですけど、周知がですね、実際にどのようにされていたのか、私もちょっとそれについてはわかっていなかったもので、今ちょっと寝耳に水のような感じで伺ってたんですけど。

どのような活動がそれを補完しているのか、お聞かせをいただきたいなというふうに思います。

要するに、中間支援の仕事として、役割としての補間をどのような活動ではされているのかってということをお伺いしたいと思います。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） お答えします。

産業クラスター研究会の役割というのが、本町の異業種間の積極的な交流を図り、その技術やアイデアを広域的、多面的に結びつけることによって、新たな地場産業を創出し、もって地域社会の発展を目指すことと目的はなっております。

この組織は、いろんな業者の方が集まっている組織なので、まさにその連携による新事業の展開やあるいは中小企業を支援する組織であるということで、そういったことを担っていることを私達は認識しております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） そもそもですね、中間支援というのはどういう役割なのかっていうのの認識をお聞かせをいただきたいと思います。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） お答えします。

今の町の企業振興策として行動指針を策定しますけども、この新行動指針を進めていく上で、いろんな業者の方と協議しなければならないことがあるかと思います。

今回、この産業クラスター研究会が中間支援機能となるのは、そここのなんというんでしょう。

支援を振興していく上での団体というか、協議する場だとかいろんな意見を聞く場だとか、町とそこの橋渡しというか、そういったイメージを持ってですね、いずれにしても、行動指針をうまく進めていくのが企業振興策ですので、それを支援していく組織の役割だというふうに私は考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） 何か、こうそもそのそういう定義づけが、曖昧ではないかなっていうふうに感じるようです。

ここ辺りについて、今、ここで議論しても仕方がない部分ですね。

時間の無駄になりますので、ここでは議論しません。

改めてですね、ここについて、しっかりと定義づけというのを考え直していくっていうことが必要なんじゃないかなっていうふうに思います。

というのも、私は産業クラスター研究会にいて、中間支援にかかるような取組について、関わったことは今まで一切ありません。

なので、要請されたこともありませんし、そうした会議体を持ったこともありませんので、これについては非常に問題のある部分かなというふうには考えております。

実際に活動が現実的にできるような形に持っていくべきかなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

はい、では、2点目の質問であります。

行動指針Ⅰ－5において、「地域内経済の現状を把握し、施策の効果を測定するためには、継続的に地域経済の調査分析を行う必要があることから、行政、経済団体、大学、金融機関等の連携のもと、調査分析の効果的实施や有効活用を進めます。また、地域の中小

企業等の実態調査について、実態分析や施策の効果測定などについての実施時期や調査内容の研究を進めます。」とあります。これはとても重要なことだと思います。

条例制定から14年、行動指針も策定から8年が経とうとしています。実態分析や施策の効果測定などについての実施時期や調査内容の研究には、十分すぎる時間があつたと考えます。

そこで、条例及び行動指針の成果と課題について、棚卸しを行ってはいかがでしょうか。

条例の基本方針、理念、そして行動指針に書かれていることが、どこまで達成できたのか。達成できていない場合は、その理由は何かを明らかにする必要があります。それは、条例でも定められた町長の責務の一つでもあります。

その結果を受け、条例、行動指針共にアップデートの必要があると考えますがいかがでしょうか。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） 議長。

○議長（西原 浩君） 産業振興部次長。

○産業振興部次長（佐々木栄典君） お答えします。

現在策定される第7次総合計画や個別計画等においては、施策に対する具体的数値目標を設定し、進捗度・達成度の評価を繰り返し行うPDCAサイクルの手法により、施策の推進を図ることが重要と認識しております。

現行の行動指針は策定時の時代背景からも表現の具体化や数値の設定がなく、事業評価が施策の一部にとどまっているのが現状であります。

令和2年度、令和3年度については、コロナ禍により開催ができませんでしたが、これら課題を踏まえ、今年度開催の審議会において行動指針の改定を議題としたところ、策定から一定年数経過したことを受け、総合計画等との整合性に鑑み、次年度改定を目指すことで協議を終えております。

また、評価方法や更新に当たっても、審議会において協議・検討を進めていくこととなりますが、必要に応じ、審議会の付託により、専門的に調査審議を図る専門部会の設置も視野に検討を進めております。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

冒頭の背景の中でもね、説明させていただきましたように、やはり、経済の情勢、明らかに変わってきている中で、その行動を定める行動指針がしっかりとしたものであれば、当然、それを総計に合わせていくとかってということよりも、さらにやっぱり深めていく、深化、要するに深めていく深化ですね。

それをやっていかなければ、これからの経済複雑な経済状況の中で、地域経済の中を正していくことはできないんじゃないかなと。

正しい方向に導いていくことはできないかなというふうに考えております。

それで、その審議会の中で行動指針についての検討をするということで、今、認識してもらいましたので、その後ですね、どのようにそれを地域の中に落とし込んでですね、実際の事業者と連携を深めていくのか。

先ほどの産業クラスター研究会がそういう中間支援として、役割を果たしていくのかなということも予測されますけど、その辺りをどのように考えているのか聞かせください。

○商工観光課長（田畑直樹君） 議長。

○議長（西原 浩君） 商工観光課長。

○商工観光課長（田畑直樹君） お答えします。

令和2年、令和3年とですね、コロナによりまして審議会等、本当は毎年開催しなければいけないところ、集まることができなかった状況でございます。

検討会議ですとか、審議会ですとか、しばらくコロナ以前もですね、ちょっとやってないところがありました。

行動指針平成27年度に改定されておりますが、先ほど木嶋議員も言われているとおりですね、産業クラスター研究会というのは、平成13年にできてるんですけども、平成25年度のできた行動指針には、産業クラスター研究会を載せようかというような経緯もございましてですね、やっぱり産業クラスター研究会と行動指針を作った側のマッチングがなかなかできてなかったところがございます。

先ほど次長の方からも言いましたけども、審議会をですね、今年度開催させていただいて、先ほど木嶋議員、総合計画とは離れてというような、それに引っ張られないようにということでお話しされましたけども、審議会のメンバーの御意見をいただいたらですね、第7次総合計画中間見直し、その他個別計画ですね、まち・ひと・しごと創生計画と合わせた方がいいんじゃないかということで、実は、来年度また集まっていいただいて、一つ一つ行動指針に沿った事業支援策というのを見直すことにしております。

そちらを審議会の方々、もしできないような専門的なことがあればですね、先ほど次長も言いましたとおり、専門部会等をつくりまして、また下の方におろすというかですね、専門家の方の意見をいただきながら、町長の附属機関である諮問機関である審議会がそれをもんでつくり上げた行動指針ですとか、こういう施策が必要なんでないだろうかということができましたらですね、ホームページですとか、あと関係ある事業者、関係ない事業者おりますことから、関係ある事業者をですね、商工会を通して丁寧に説明させていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

今後に期待できる答弁をいただきまして、ありがとうございます。

専門部会については、大学の先生達も当時条例制定に関わった先生方は非常に別海町のことを気にかけてくださってますし、声を掛ければまた関わっていただけるんじゃないかなというふうには思っております。

岡田名誉教授も本当に貴重な条例の専門家でもありますし、域内循環の調査の時も非常にお世話になったと思いますので、再投資力の話ですね、ぜひ、その辺りを進めていただきたいというふうに思います。

先ほど言いましたように、作った後、見直した後、それをきちんと実際の地域に落とし込んでいくことが大事だと思いますので、そこも、今、課長言われたように、その辺りをしっかりと取り組んでいただけたらというふうに思っております。

よろしくお願いします。

それでは、3番目の質問になります。

3点目の質問です。

町長が思い描く中小企業振興による地域創生のビジョンがあればお聞かせをいただきたい

いなと思います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） お答えいたします。

私が就任いたしました平成28年には、行動指針に基づいた具体的な中小企業振興施策、この見直しを行いまして、事業としては、中小企業利子補給支援事業、また、地域貢献中小企業支援事業、さらにはにぎわい商店街創造事業、これらに係る予算をしっかりと増額しています。また、新たに人材育成事業を創設し、これも実施してきました。

次年度には、担い手確保の促進を図ることを目的とした、新たな事業にも取り組む予定です。

別海町中小企業振興の基本条例第3条基本方針で、「中小企業の振興は、町が中小企業者等の自主的な努力と創意工夫を尊重し、その特性に応じた総合的な施策を町民、企業及び関係する団体と町が連携のもとに一体となって推進することを基本とする。」とあります。

私は、この基本方針にあるとおり、行政主導ではなく、意欲のある中小企業者等の自主的な努力と創意工夫を大切にして、町民、企業、関係する団体と連携しながら、行政が実施できる支援、これをしっかりとしていきたいと考えております。

理想はいろいろありますけれども、私は、町民自らの発想と行動力によって、地域創生のために事業を始めたり拡大していくことが、これが一番大切であり、このことを支援していくことが町の責任であると。

具体的なビジョンはありませんけれども、中小企業振興施策、これにおける私の理念であるというふうに考えております。

ごちゃごちゃ細かい行政の手続等は、これもまたありますけれども、やはりそのことよりも、町民が自ら起業したいと。

そのことを行政としてしっかり支援していく体制、これが産業クラスターの一つでもあると。

先ほど産業クラスターの話出しましたけども、実は立ち上げた最初の事務局長は私です。

部長時代に立ち上げたんです。

官と民とそして行政と、三者が一体となって知恵を出し合い、それぞれ力を出し合って一つの企業を起こしていこうと、そういう趣旨でつくられた団体です。

まず、まさしくうちの町の中小企業振興は、その理念に基づくべきだというふうに考えております。

以上は、私の考え方です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

町長はブレずにいつもとですね、しっかりとした答弁いただきましてありがとうございます。

もちろん、住民、事業者が中心となってやっていくことに対して、町がいろんな支援をしていただけるというか、それはそのとおりだと思っております。

当然、事業者が伸び伸びと、そうした新規事業に挑戦したりとか、新しい起業をしたりだとかっていうことを心おきなくできるような環境を作っていただくのも、町長をはじめとする行政の役割であるというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思い

ます。

それでは、最初の質問は終わりました、2 番目の質問に移ります。

すいません、2 番目の質問ですが、多少、背景の説明が長いんですが、怒らずに聞いてください。

「パートナーシップ宣誓制度導入について」です。

私は、令和元年第3 回定例会において、パートナーシップ宣誓制度を含めた性的少数者の当事者の権利と尊厳の擁護や理解推進について質問させていただきました。

当時本町においてパートナーシップ宣誓制度の実施には残念ながら至りませんでした。

現在開催中の国会では、超党派の議員連盟でまとめられた「L G B T 理解増進法（性的指向および性同一性に関する国民の理解増進に関する法律案）」が提出される可能性があり、差別禁止条項を持たない理念法ではあるものの、可決されれば性的少数者を取り巻く環境にとって大きな意味を持つ法律になることは間違いないと考えます。

また、2 月 1 4 日付の北海道新聞 1 面には同性婚導入に対する共同通信社の全国世論調査結果が掲載されており、6 4 % が導入に賛成との内容でした。

多様性を認め合う包摂社会の実現は国の大きな方針であり、地方がその実現に対し取組を進めなければ、掛け声だけに終わる可能性はあります。

地方が自らの意思で取り組めることについて、積極的に進めていくのが地方の責務と考えるところです。

冒頭に紹介した令和元年第3 回定例会一般質問の答弁では、「偏見や差別等を受けることを避けるため、性的少数者であることを隠して生活している方がいる可能性もある。」、このことから、お互いを尊重し、多様性を認め合うことができるよう、性的少数者についての理解を促進する、そのような啓発や相談窓口の周知に努めていきたいというふうに思っております。」とありました。

では、隠して生活されているとした人達が、自分達に対する世の中の理解が進んだと認識できるのはいつなのでしょう。これまでの間、多くの啓発キャンペーンが生まれ、小学生から大人に至るまで周知がなされてきました。しかし、このことで認められたという意識につながる可能性は低いと考えます。なぜなら、そこには明確な意思表示がないからです。

だからこそ、パートナーシップ宣誓制度を導入し、自治体が具体的に行動することで、この地域は安心して住むことができる場所だということが、初めて認識されることになるのではないのでしょうか。

当事者の皆さんの内面の自由が保障され、誰もが自分らしく生きることを保障し、幸福を追求することができるようになることがスタートなのです。

別海町の第7 次総合計画基本構想の基本目標 3 にも「すべての町民が住み慣れた地域で安心して自分らしく、生きがいをもって健やかに暮らすことのできるまちづくりを進めます。」とはっきり書かれてあり、第2 期別海町まち・ひと・しごと創生総合戦略にも同様な記述がみられます。

国による同性婚を認める制度の法制化に時間を要することから考えれば、地方自治体として、今すぐにでも包摂社会の実現に対し、最大限の取組をすることが重要です。

これは、人口が多いからとか都市部に近いとか、自治体の環境によってできるできないが決まるものではなく、一人一人の町民に対する思い、人権擁護に対する意識が主体的に持てるかどうかの問題であります。

現在パートナーシップ宣誓制度を実施している道内の自治体は7つあります。

札幌市、函館市、帯広市、北見市、岩見沢市、苫小牧市、江別市となっています。そして、北海道を含めた全国では、本年2月22日現在260自治体で実施されており、町村では、43自治体で導入しています。人口カバー率は64%になっています。

国を挙げて取り組んでいる多様性を認め合う包摂社会実現に向けて、本町でも、パートナーシップ宣誓制度を導入することで一歩前進させる必要があると考えることから、次の質問をいたします。

1点目です。

第7次総合計画基本構想の基本目標3にある「全ての町民」及び「自分らしく」の定義についてお聞かせください。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） 議長。

○議長（西原 浩君） 総合政策課長。

○総合政策課長（寺尾真太郎君） はい。

第7次別海町総合計画基本構想の基本目標3にある「全ての町民」は「誰一人欠くことのない町民一人一人」を、「自分らしく」は「偽ったり取り繕ったりせず、あるがままの姿でいること」こちらを表しております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

これは、私がこの質問の中に書いたことと、私が思っていることと共通の認識であることが確認できました。

2点目です。

令和元年第3回定例会の私の一般質問に対する副町長からの答弁で、制度について研究する必要があるとして、一定の理解を示していただきました。質問をした当時と現在とでは、性的少数者や多様性に対する理解も大きく進んでいると考えるところです。

研究の結果、どのような考察を得られたのでしょうか。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） お答えします。

パートナーシップ宣誓制度につきましては、一方または双方が性的マイノリティであり、御二人がお互いを人生のパートナーとして日常生活において協力し合うことを約束した関係であることを自治体に対して宣誓する制度というふうになっております。

本制度につきましては、各自治体が、御お二人をパートナーとして認めるものですが、最近では、パートナーシップ宣誓制度を導入している自治体間において連携協定を結び、相互に転入転出しても宣誓制度をそのまま活用することも行われております。

また、制度を実施している自治体では、御二人の宣誓に基づいて、宣誓を受理した証明を行い、証明することで利用可能な手続きがあることなど、各自治体で行われている宣誓状況等について研究調査をしております。

今後も、必要な調査研究につきましては、継続をしておりますというふうに考えております。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7 番木嶋議員。

○7 番（木嶋悦寛君） はい。

中で、答弁の中で、利用手続、多分、様々な利用手続があると。

そうした中で、例えば公営住宅の借受けだとか、後は医療関係のことでは同意書の関係であったりとか、面会の関係であったりとか、いろいろそう制度を取り組むことで、今まではできなかったことができるようになるということがあると思います。

そういうことに対して、非常に重要な部分を持っているこの制度なのかなっていうふうに思いますが、この制度自体の重要性っていうものの認識について、改めてお伺いしたいと思います。

○副町長（佐藤次春君） 議長。

○議長（西原 浩君） 副町長。

○副町長（佐藤次春君） はい。

調査研究が必要なことについてはしてまいりましたが、必要な調査、検討、研究だけでは、駄目だということもあるかもしれません。

しっかりと考え方を示してですね、やっぱり方向性を示していくべきなんだろうというふうに思います。

今、ありました質問のとおりですね、宣誓を受理して、それに対し証明をしてですね、いろいろな証明をすることで利用が可能となるものっていうのが、それぞれの自治体でだんだん分野も広がってきているということを確認しております。

先ほど、木嶋議員の質問の中に、全道では7市、かなり人口規模の大きいところが多いですけれどもね、全国的に言ってもかなり人口カバー率でいうと、かなりの率がカバーされているということでもあります。

小さな町村であるから、まだまだ先のことでいいのではないかというような、消極的に考えずに、積極的にそこら辺を見直してはどうかという意見も含めての質問だと思いますんでね、積極的にそういうこともしっかりとさらに調査や研究を進めながらですね、前向きに検討していきたいというふうに思います。

○7 番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7 番木嶋議員。

○7 番（木嶋悦寛君） はい。

先ほど一言、二言、言おうかなと思ったんですけどね。

積極的にやってくださいということをね。

いつまでも研究調査ばかりしてたら進まないですからねと先に言っていただいてよかったなと思います。

えーとですね、本当に重要な手続上重要な部分で、国の同性婚に対しては、まだ、多分、時間がかかると思いますので、やはり安心できるまち、安全なまちいろんな意味も込めてですね、このパートナーシップ制度宣誓制度というのは、重要なかなというふうに思いますし、今、副町長から御答弁でもそれを確認できたと思います。

はい、よろしくお伺いしたいと思います。

では、3点目です。

同じ質問の中で、私から友好都市である枚方市もパートナーシップ宣誓制度を導入したという問いの内容に対し町長は、「40万都市と1万5,000都市で同じような政策ができるのか、そういうことをしっかり見極めていかなければ、逆の結果が出ることもあり

ますので、慎重にそこら辺は検討しながら、人権をいかに守っていくかということに取り組んでいきたいと考えております。」とありました。

この答弁の「逆の結果がでることもあります。」とは、いったいどのようなことなのかを伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） はい。

パートナーシップを宣誓し、公にされたい方もいらっしゃるでしょうし、そうではない方もいるといった様々な考え方の人がいる中で、本町のように小さい町では、制度利用者の身元が特定されやすく本人達に不利益が生じ、暮らしにくくなることなども考えられますので、ケースバイケースがあることをしっかりと念頭に置いて取り組んでいかなければならない、そういう意味です。

先ほど議員からも、全国を取組状況が言われましたけれども、全国で自治体は1,700あります。

その中で、260自治体が承認されていると。

1,700のうち、市が300、町村は1,400です。

その中で、町村は43しかまだ承認されてないと。

やはり、私が懸念しているように、大きな町とそして人口の少ない町とのやはりいろいろな課題が出てくるんじゃないかなと。

そういうことをしっかりと念頭に入れて対応しながら、これのパートナーシップについて、検討していくことが必要だと。

そういう意味で、枚方とうちとの違いを申し上げた次第です。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

町長の考えよく理解できます。

当然、そういうこともあるだろうなというふうに思います。

でもですね、もう、今、時代は明らかに変わってきていると。

同性婚に対しても、国民の半数以上の人達がそれを認めてもいいのではないかということが出てきております。

そうした中で、そうした不利益を被るようなことがもしあればですね、それを何とかないようにしていくのは、町長の役割ではないかというふうに思います。

誰かが、そんなもの認めないだろう、認められませんよとかね、そんな同性婚の人をどこぞの首相補佐官の人がね、生理的に見て何か受け入れないみたいな事言っていましたけど、そういう声が上がってきたら、それをなだめるのは町長の役割です。

町長は、そんなことないんだから、これからの時代というのは、みんながやっぱり多様性を認め合いながら暮らしていかなきゃいけない。

そうして、安心できるこの地域をつくっていかなきゃいけないんだと言って、なだめるのは町長の役割です。

もちろん、私達もそれをしっかりと応援していこうと思います。

でも、町長はそういう御考えでいてくだされば、本当に町民は安心して暮らせるのかなというふうに考えております。

はい。

答弁いただけますか

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） そういう事態が起きた場合には、もちろん町長としてはその考え方が違うよと。

やっぱり、みんな人権持ってるんだよというようなことを言っていくことは大切なんだと、それはもう木嶋議員と同じ考え方です。

ただ、そのことが私のところへ言うてくるだけじゃなくて、町民の中で、いや、あの人がこういう云々だと、今、噂や誹謗中傷はいっぱい出てきますから、だから、町長は抑え切れないような情報伝達もいっぱいあります。

ですから、そういうこともできるだけ、そういうできるだけ起きないような対策をしつかりと打ってからでなければ、一歩前へ進められない場合もあると。

そういうことで、念頭にケースバイケースをしっかりと念頭に置いて取り組んでいかなきゃならないと、そういった意味でして。

私が、決して逃れようという気ではありませんので、趣旨を御理解願います。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

町長はいろんなことに配慮しながらですね、石橋を叩いて渡るというのもいいかもしれないですけど、石橋を叩いて壊れて渡れなくなったということもありますので、やはり、決断して前に進んでいくことを先ほど副町長からもありましたけど、積極的に進めていくことも大事かと思えます。

はい、それでは次の質問です。

4点目ですね、4点目です。

パートナーシップ宣誓制度を導入することで別海町として何か困ることはありますか。

○福祉部長（今野健一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） お答えいたします。

現時点においてですが、パートナーシップ宣誓制度を導入する予定はありませんが、宣誓に関連する手続きの整理などに時間が必要なのではないかというふうに考えているところです。

また、最近では、都道府県単位で本制度が導入されている状況もありますので、北海道の動向にも注視していきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

私が聞いたのは、別海町として何か困ることはありますかということですが。

困るか困らないかということをお聞きしてるんですけど。

いかがでしょうか。

○福祉部長（今野健一君） 議長。

○議長（西原 浩君） 福祉部長。

○福祉部長（今野健一君） はい。

お答えいたします。

困るか困らないかと言われればですね、困るということは今のところございません。

ただし、それも制度を進めるためには、いろいろな準備期間等が必要ですよということです。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

困らないということです、その時間的な問題というのは、事務上の問題ですから。

それは何とでもなるかな。

皆さん優秀な行政職員がたくさん揃ってますので、十分、他でも事例もありますし、町長もやれって言えばですね、これはすぐ進んじやないかなというふうに思います。

はい。

困らないということで確認させていただきました。

はい、5番目です。

パートナーシップ宣誓制度に関連して、同性婚を認める制度に対して町長はどのような見解をお持ちか伺います。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） パートナーシップ制度は、相続や子供の養育監護、税に係る控除を受けることができないなど法律婚とは違いまして、同性パートナーにとって様々な不利益があります。

また、同性婚については、憲法や政府解釈などにより様々な見解があるところですが、現在においては、民法739条や戸籍法74条、これらの規定により、法律上の婚姻については、大変難しいものと考えております。

同性婚が実現するには、関係法令の改正などハードルが高いものだと理解しているところですが、いずれにしても、同性婚のみならず、性的少数者に関する理解が本町に醸成されなければならないと考えておりますので、町民の皆様には、多様な性について正しい理解と認識を深めていただけるような啓発にしっかり取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

率直なところをもう一回、伺うわけなんですけど。

当然、今、町長おっしゃられたように、制度上ね、法律のいろんなものはハードルがあるのでなかなか難しいところもあると。

だけど、この理念というかね、この同性婚を認めていくっていうこの考え方そのものに対する町長の考え。

だから、当然、先ほどから多様性を認め合いながらっていうことを言われてたので、町長は一定の理解を示していただいてるなど。

この同性婚についても、自分は自分の個人としては、考え方としてはこれは賛成できる

とか、ちょっともう少し考える余裕が欲しいとか、そういうことがあると思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） はい。

個人の考えっていうんですか、なかなか議場で個人の考えは言えないと。

公の人間ですので。

言えないと思いますけれども、その婚姻という言葉がどうなのか。

もともとの概念は、異性同士のカップルかなと。

ただ、そこのもう理解の仕方は、時代と共にどんどん変わってきているんで、そこら辺の理解が変わってくることによって、そもそもパートナーシップ制度の今までとは違う解釈の仕方ということも起こりうるなというふうには考えております。

ただ、今、言ったように、みんなの理解、みんながそれを認識してもらう。

そのことが大事なことで、もちろん当事者の方々の人権も大切ですが、それを受け入れられないと考えている人達のこと、どうやって理解してもらうように啓発していきかなきゃならんかと。

そういうこともしっかり取り組んでいかなきゃならないというふうに考えておりますので、両方合わせて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

町長は、一定の理解を示していただいているんだなということはわかります。

なので、先ほどパートナーシップ宣誓制度についてに戻りますが、パートナーシップ宣誓制度については、困らないということです、ぜひ、これを進めていくような方向で御検討、前向きな検討、積極的な検討に入っていただきたいなというふうに考えております。

先ほど町長からは、いろんな少数の自治体が人口の少ない自治体の懸念をお話しされましたけど、やはり、私達が考え方として重要なのは、どこぞのその自治体と比べることではなくて、私達の町がどう主体的に考えていくのかっていうこと、要するに横評価ではなくて、縦の評価で考えていく。

今あることをやっぱりよりよいものにしていく、進化させるという意味では、その縦評価で物事を考えていくことは、多分大事だと思います。

これは、今まで私がこの12年、一貫して申し上げてきたことになるかと思います。

はい、ということで、その辺りをぜひですね、心に銘じてですね、やってほしいなという。

まだ、まだしゃべられますか。

そうですか。

はい、じゃよろしくお願いします。

○議長（西原 浩君） 町長。

○町長（曾根興三君） 横との比較ではなくて、縦のお話でしたけれども、まず最初に、木嶋議員から、全国で200数あったりと言う数字が出ましたので、私はそれを利用しただけでして、私もやはり、別に47しかないからやらないという気ではありませんし、

やはり、うちの町はうちの町の考え方を持ってパートナーシップに対してどう対応していくかということは、1本筋を通していくことが必要なんで、それは情報として他の町の状況を把握することも大切ですけども、やはり、うちの町はうちの町としてのしっかりとした信念、考え方を持っていくことがより大切なことだとそう考えております。

以上です。

○7番（木嶋悦寛君） はい、議長。

○議長（西原 浩君） 7番木嶋議員。

○7番（木嶋悦寛君） はい。

サービストークいただきまして、ありがとうございます。

私は、もちろん背景を説明する際には、当然、こうしたことが進んでいるということで、比較として数字を出させていただきました。

隣り合ってるから、やれということではありません。

それは、もうもちろん町長のおっしゃったとおりでございますので、しっかりと自分の町がどうあったらいいのかということを、縦評価で考えていくということに進めていただきたいというふうに思います。

はい。

これまで12年間、私は議員として様々な質問をさせていただきました。

今回の一般質問が、議員として最後の質問ということになりました。

皆さんにもお付き合いいただきまして、本当にこの場でありがとうございますというのは言っちゃいけないとかっていうことがあるんですけど、ありがとうございました。

感謝申し上げます。

これにて、一般質問を終わります。

○議長（西原 浩君） 以上で、7番木嶋悦寛議員の一般質問を終わります。

◎散会宣言

○議長（西原 浩君） 以上で、本日の日程は、全て終了いたしました。

本日は、これで散会します。

なお、明日も午前10時から一般質問を行いますので、御参集願います。

皆さん、大変御苦労さまでした。

散会 午後 3時41分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

令和 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員